

遺族（補償）等年金について

論点案

【論点①】 遺族（補償）等年金の趣旨・目的をどう考えるのか。

- ✓ 「被扶養利益の喪失」の填補を図ることの妥当性とその範囲について、どう考えるのか。制度創設時とは社会実態も相当程度異なっていることも踏まえ検討すべきではないか。

【論点②】 給付の要件について

（1）生計維持要件について

- ✓ 「生計維持要件」は必要なのか。社会実態の変化や「生計維持要件」の運用実態も踏まえ検討すべきではないか。

（2）夫と妻の要件の差について

- ✓ 夫に年齢要件を設けていることの妥当性について、どう考えるか。社会実態の変化も踏まえ検討すべきではないか。

【論点③】 給付水準について

- ✓ 給付水準について、見直す必要はないのか。

【論点④】 労働基準法との関係について

- ✓ 現在の法解釈では、実際に労災保険が払われているか否かに関わらず、労災保険法に基づき保険給付が行われるべきものである場合、使用者は労働基準法による補償責任を免除されることとされているが、これについてどう考えるか。

遺族（補償）等給付の概要

1. 制度目的

- 労災保険法における遺族（補償）等給付は、労働者の業務上の死亡によってもたらされる**被扶養利益の喪失**を補填することを目的としている。

2. 遺族（補償）等給付の支給対象者

- 遺族（補償）等給付には、（1）遺族（補償）等年金と（2）遺族（補償）等一時金（給付基礎日額の1000日分）の2種類がある。なお、遺族（補償）等一時金は遺族（補償）等年金の受給資格を有する遺族が存在しない場合に、その他の遺族に支給される。

遺族（補償）等年金	遺族（補償）等一時金
<ul style="list-style-type: none">① 妻又は60歳以上若しくは一定障害の夫② 18歳以下（注）又は一定障害の子③ 60歳以上又は一定障害の父母④ 18歳以下又は一定障害の孫⑤ 60歳以上又は一定障害の祖父母⑥ 18歳以下若しくは60歳以上又は一定障害の兄弟姉妹⑦ 55歳以上60歳未満の夫・父母・祖父母・兄弟姉妹 <p>注）「18歳以下」の者とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p>	<ul style="list-style-type: none">① 配偶者② 労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母③ 上記②に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

- 遺族（補償）等年金を受けることができる範囲の遺族（受給資格者）は、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた※1 配偶者※2 等であるが、全員がそれぞれ受けられるわけではなく、そのうちの最先順位者（受給権者）だけが受けることができる。受給権者の順位は上記表のとおり。（労災保険法第16条の2等）

※1：「生計を維持していた」とは、専ら、又は主として労働者の収入によって生計を維持していることを要せず、相互に収入の全部又は一部を共同計算している状態があれば足りる。（例えば共稼ぎの夫婦も対象となる。）（昭和41年1月31日付け基発第73号局長通達）

※2：配偶者については、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。（労災保険法第11条）

3. 年金額

遺族（受給権者及び受給権者と生計を同じくする受給資格者）の数等に応じ、下記の年金額が支給される。

遺族数	保険給付の内容（年額）
1人	給付基礎日額の153日分（ただし、その遺族が55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分）
2人	給付基礎日額の201日分
3人	給付基礎日額の223日分
4人以上	給付基礎日額の245日分

遺族（補償）等年金の創設の経緯

- 昭和35年改正法により保険給付に年金が一部導入される際の国会の附帯決議もあり、また、国際的にもILO条約をはじめ先進諸国の災害補償制度においても遺族補償はいずれも年金制とされている状況にあるほか、**本来遺族補償は労働者の業務上の死亡によってもたらされる被扶養利益の喪失を填補すべきものであるから、死亡した労働者に扶養されていた遺族に対してその被扶養利益の喪失状態が継続する限りは年金を支給して補償をするのが当然の姿**であるので、その年金化が行われたものである。

(厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法-労働法コンメンタール5-」 p427)

- 上記の創設時の趣旨から遺族（補償）等年金は支給期間の定めを設けていない。

【参考】労働省労災補償部編「新 労災保険法」 昭和41年10月 p315～316

遺族補償の年金化は、…(中略)…その内容においては、従来の給付がいずれも一時金給付であるのに対し年金給付を原則とし、画期的な改善が図られたのであった。

遺族補償は、もともと労働者の業務上の死亡によってもたらされる被扶養利益の喪失を補てんしようとするものであるから、定率の一時金給付をもって補償を打ち切るよりは、これを年金にして、死亡労働者に扶養されていた遺族に対し、その遺族が被扶養利益の喪失状態が続くかぎり補償を続けることが補償の実効を確保する所以である。この意味から、遺族補償の年金化は、すでに昭和35年に労災保険の保険給付が一部年金化されたときから予定されていたことであり、その際の国会審議における附帯決議においても、今後の課題とされていたものであるが、ようやく今次法改正によりその実現をみるに至ったわけである。また、ILO条約をはじめ、先進諸国の労災保険制度において、遺族補償がいずれも年金化されている現状からすれば、今次法改正による遺族補償の年金化は、わが国労災保険の給付を国際水準に飛躍させる意味においても画期的な意義を有するものといえよう。

…(略)…すなわち、新法における遺族補償の年金化が「補償を必要とする遺族に、補償を必要とする期間、必要な補償を行なう」ことを趣旨とし…(以下略)

【論点①】遺族（補償）等年金の趣旨・目的をどう考えるのか。

趣旨

労災保険法における遺族（補償）等給付は、労働者の業務上の死亡によってもたらされる被扶養利益の喪失を補填することを目的とする。

（「労災保険法コンメンタール」八訂新版427頁）

【参考①】「労働者災害補償保険制度の改善について」（昭和39年7月25日付け労働者災害補償保険審議会答申）

〔別紙〕

2 保険給付

(4)遺族補償費

(イ)遺族年金

遺族補償費は、年金として支給することとし、受給権者の範囲及び順位については、労働者の死亡当時生計維持関係にある者を中心とし、国際慣行等を勘案して定めることとする。

【参考②】昭和40年5月15日 衆議院社会労働委員会審議録

○滝井委員 そうしますと、労災保険の中には最低生活を保障するという理念は明白にないわけですか。

○村上（茂）政府委員 考え方としては損失のてん補でございますから、損害発生時点における稼働能力、アーニング・キャパシティの喪失程度を補てん、補完するという意味を持っておると思えます。しかし、それは補償理論の問題でございまして、それが実質的に生活を保障するかいなかということになれば、生活を保障するという意味を持つものであることは当然でございます。ただ、社会保障的な意味の平均的な生活保障、その当時の状態において考えられ得る、いわゆる標準的な生活保障ないしは最低の生活保障ということを第一義とする制度であるかいなかということになりますと、むしろ損失のてん補であり、それが結果としては当然に生活保障の機能を持つものである、こういうふうには私どもは考えておる次第でございます。

【参考③】労働省労働基準局編「今後の労災補償法制度のあり方 労働基準法研究会〔災害補償関係〕の中間的な研究内容について」昭和63年8月

<p62>

2. 検討の方向

(1) 遺族の被扶養利益

労災補償における遺族補償は業務上災害による被災労働者の死亡によって失われた遺族の被扶養利益を填補することが目的である。すなわち、業務災害に対する使用者の賠償責任を基礎としつつ、被災労働者との血族関係に基づき受けていた遺族の被扶養利益の喪失を補償するものである。

わが国の家族関係は、戦後、新民法の制定により、「家」制度が廃止されたものの、なお、農村社会を基盤として大家族主義が色濃く残っていたが、工業化・都市化の進展に伴って、近年は夫婦・子供中心の核家族化が急速に進んできている。つまり、血族関係に基づく扶養の範囲はしだいに縮小し、稀薄になりつつある。一方、女子の職場進出が進むなど、女子の経済力が高まり、社会保険においても、女子を扶養家族から独立させ、女子の年金権を確立させるなど国民皆年金時代に入って各個人が独立した年金を有するようになってきている。

さらに、わが国の家族関係においては、しだいに離婚も増加しているといった状況にある。

【論点②】 給付の要件について（生計維持要件）

法令の規定と行政解釈

○労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

第16条の2 遺族補償年金を受けることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の死亡の当時その収入によつて**生計を維持していたもの**とする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあつては、労働者の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一～四 （略）

②・③ （略）

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）

（遺族補償給付等に係る生計維持の認定）

第14条の4 法第16条の2第1項及び第16条の7第1項第2号（これらの規定を法第20条の6第3項及び第22条の4第3項において準用する場合を含む。）に規定する労働者の死亡の当時**その収入によつて生計を維持していたことの認定は、当該労働者との同居の事実の有無、当該労働者以外の扶養義務者の有無その他必要な事項を基礎として厚生労働省労働基準局長が定める基準によつて行う。**

○労災保険法第16条の2第1項等という「労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた」ものの取扱について（昭和41年10月22日付け基発第1108号）

労働者の死亡当時において、その収入によつて日常の消費生活の全部又は一部を営んでおり、死亡労働者の収入がなければ通常的生活水準を維持することが困難となるような関係（以下「生計維持関係」という。）が常態であつたか否かにより判断すること。その場合、次の点に留意すること。

1 労働者の死亡当時における当該遺族の生活水準が年令、職業等の事情が類似する一般人のそれをいちじるしく上回る場合を除き、当該遺族が死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいた事実が認められる限り、当該遺族と死亡労働者との間に「生計維持関係」があつたものと認めること。

なお死亡労働者が当該遺族と同居し、ともに収入を得ていた場合においては相互に生計依存関係がないことが明らかに認められる場合のほかは当該遺族は、死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいたものと認めること。

2 以下の場合も生計維持関係が「常態であつた」ものと認めること。

(1) 労働者の死亡当時において、業務外の疾病その他の事情により当該遺族との生計維持関係が失われていても、それが一時的な事情によるものであることが明らかであるとき。

(2) 労働者の収入により生計を維持することとなつた後まもなく当該労働者が死亡した場合であつても、労働者が生存していたとすれば、特別の事情がない限り、生計維持関係が存続するに至つたであろうことを推定し得るとき。

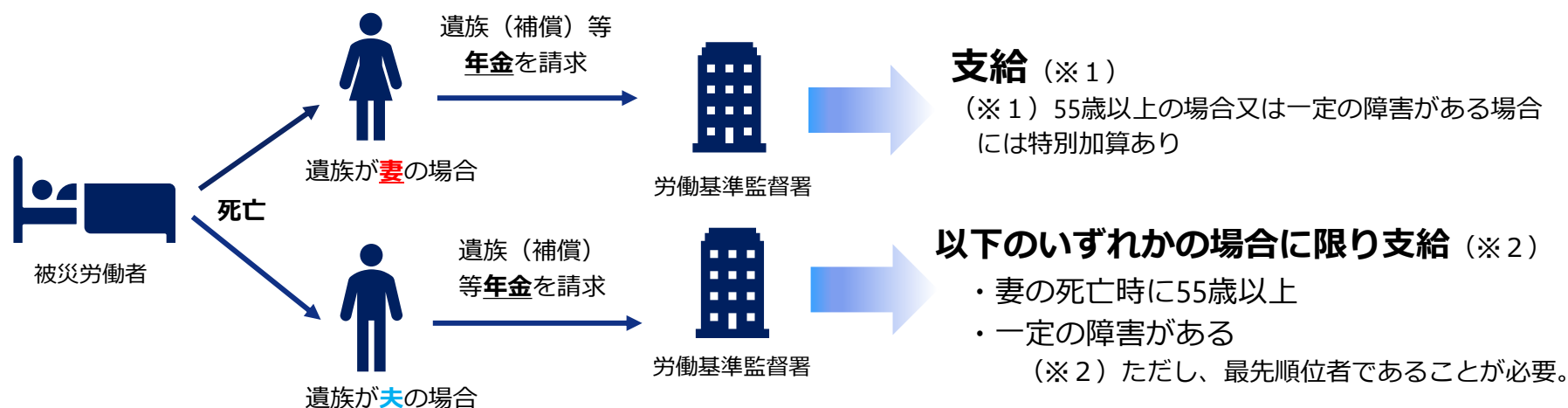
(3) 労働者がその就職後極めて短期間の間に死亡したためその収入により当該遺族が生計を維持するに至らなかつた場合であつても、労働者が生存していたとすれば、生計維持関係がまもなく常態となるに至つたであろうことが賃金支払事情等から明らかに認められるとき。

【論点②】 給付の要件について（夫と妻の要件の違いについて）

- 遺族（補償）等年金について、妻の受給権には年齢要件がないのに対して、**夫については、労働者たる妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態であれば**受給権が生じない。また、妻については、55歳以上または一定の障害状態にある場合は、給付基礎日額が153日分から175日分になる特別加算が存在する。

【参考】遺族（補償）等年金の支給要件に男女差が設けられた考え方

- 昭和40年の改正当時、男は60歳未満であれば障害等の場合を除き、独力で生計を維持しうると判断されたからである（労働省労働基準局編「今後の労災補償法制度のあり方 労働基準法研究会〔災害補償関係〕の中間的な研究内容について」昭和63年8月 p56）。
- 妻以外の者の年齢制限についても、独力の稼得能力のない者として定められたものであり、特に55歳以上の年齢制限については、当初の改正案においては、厚生年金保険の例にならい60歳以上とした（当時は民間の定年制が従来55歳が多かったが、55歳から漸次延長される傾向にあることを考慮した。）のであるが、国会修正により暫定的に55歳以上とされたものである（労働省労災補償部編「新 労災保険法」昭和41年10月 p318）。



【論点③】 給付水準について～改正の経緯～

昭和22年の制定時以来、遺族（補償）等給付の給付水準は以下のように変化してきた。

	S 22制定	S 40改正	S 45改正	S 49改正	S 55改正	H 7改正
給付内容	一時金 平均賃金の1,000日分	年金 1人 給付基礎年額の30% 2人 給付基礎年額の35% 3人 給付基礎年額の40% 4人 給付基礎年額の45% 5人以上 給付基礎年額の50% 一時金 給付基礎日額の400日分	年金 1人 給付基礎年額の30%〔50歳以上55歳未満の妻35%、55歳以上又は一定障害の妻 40%〕 2人 給付基礎年額の45% 3人 給付基礎年額の50% 4人 給付基礎年額の55% 5人以上 給付基礎年額の60% 給付基礎日額の1,000日分	年金 1人 給付基礎年額の35%〔50歳以上55歳未満の妻40%、55歳以上又は一定障害の妻 45%〕 2人 給付基礎年額の50% 3人 給付基礎年額の56% 4人 給付基礎年額の62% 5人以上 給付基礎年額の67% 給付基礎日額の1,000日分	年金 1人 給付基礎日額の153日分(42%)〔55歳以上又は一定障害の妻 175日分(48%)〕 2人 給付基礎日額の193日分(53%) 3人 給付基礎日額の212日分(58%) 4人 給付基礎日額の230日分(63%) 5人以上 給付基礎日額の245日分(67%) 給付基礎日額の1,000日分	年金 1人 給付基礎日額の153日分(42%)〔55歳以上又は一定障害の妻 175日分(48%)〕 2人 給付基礎日額の201日分(55%) 3人 給付基礎日額の223日分(61%) 4人以上 給付基礎日額の245日分(67%) 給付基礎日額の1,000日分
考え方	死亡の場合の100%労働能力喪失に対し、障害の最も重い1級の場合をILO第22号勧告を考慮して150%の喪失とし、1,340日（障害補償第1級）×100/150=893日を算出。その上で、諸外国の立法例において完全労働能力喪失と死亡とを同様にすること等を考慮して1,000日分に修正。	○年金：ILO第102号条約において、標準家族（妻と子2人）については40%の給付率とされていることを考慮し、遺族3人の場合を40%とするとともに、上下に10%ずつの幅を設け、遺族1人の場合を30%、遺族5人の場合には最高を50%とする。最高を50%とすることについては、完全労働能力喪失の場合を50%とすることとの均衡を考慮。 ○一時金：遺族補償年金を受ける遺族の平均家族数に対応する給付基礎日数の3年分を現価に計算した額	○年金：ILO第121号条約において、標準家族については50%の給付率とされていることを考慮。最高を60%とすることについては、完全労働能力喪失の場合を60%とすることとの均衡を考慮。 ○一時金：労働基準法等の他の制度においては同様の遺族に対して平均賃金の1,000日分の一時金を支給することとされていることとの均衡を考慮。	○年金：ILO第121号勧告において、完全労働能力喪失の場合の給付率は67%とされていることを考慮して、遺族5人以上の給付率を引上げ、それ以外の遺族数の場合についても同じ割合で引き上げた。	○年金：遺族数が少ない場合を重点に引き上げた。具体的には、遺族数5人以上の給付率は現行どおり67%とし、それ以外の遺族数の給付率は、これを基準としつつ、被災労働者の遺族の家庭の消費支出の実態に鑑み、死亡労働者本人も含めた世帯の消費支出水準とこれを除いた世帯人数の消費支出水準との比較により給付率の格差を算定する方法により算定。	○年金：最高給付日数の支給対象となる遺族数を4人以上とする等により、遺族（補償）年金の額を引き上げた。また、受給資格者たる子・孫等の年齢要件を緩和し、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までとした。
備考	受給資格者は労働基準法の災害補償と同じ。	受給資格者は現行と同じ。				

【論点③】 給付水準について～金額の考え方～

現行の遺族（補償）等給付の金額の算定方法は昭和55年改正時に採用されており、考え方は下記のとおり。

- 遺族補償年金の額は、別表第一に規定するところによって給付基礎日額の153～245日分とされる。
すなわち、その額は、受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の数によって異なり、また、受給権者が妻であり、妻以外に受給資格者がいない場合においては、その妻の年齢若しくは障害の状態によって異なるものとされている。
遺族1人の場合の給付率は、次の式によって算定された。

$$\text{遺族1人の場合の原則的なケースの給付率} = 67 (\%) \times \frac{\text{家族数1人の家計の消費支出額 (101,833円)}}{\text{家族数2人の家計の消費支出額 (162,465円)}} = 42.0 (\%)$$

（家族数2人の家計の消費支出額は、昭和53年度総理府統計局家計調査報告、家族数1人の家計の消費支出額については、経企庁「消費動向調査（独身勤務者）」による。）

すなわち、被災前の被災者本人を含めた世帯人数の消費支出水準を給付基礎日額の245日分（被災労働者が労働能力を完全に喪失した場合の基本的な給付水準であって、被災前における労働者の収入の約67パーセントに相当）とし、また、被災後の遺族の家庭の消費支出水準は、被災前に比べて被災者本人の消費支出額を除いた消費支出の水準となるものと考え、これを家族数2人の家計の消費支出額に対する家族数1人の家計の消費支出額の割合とみたものである。また、遺族4人以上の場合については、ILO第121号勧告において、遺族の全部に支払われる給付の合計について最大限を規定する場合には、その最大限は永久的なものとなるおそれのある所得能力の全部喪失又は身体機能の相当喪失（わが国の労災保険制度では障害等級第3級（※）に相当）について支払われる給付額を下らないものとするべきであるとしているのを受けて、給付基礎日額の245日分を給付率としている。

また、遺族数が2人及び3人の場合の給付率は、遺族数1人の場合の給付率を42パーセントとしたこと及び遺族数4人以上の場合の給付率を67パーセントとすることを前提とし、遺族の人数に応ずる給付水準がこれらとバランスのとれたものとなるよう定められている。

（厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法-労働法コンメンタール5-」 p 443-444）

※ 給付基礎日額の245日分が支給される。

【論点③】 給付水準について～特別加算～

特別加算

- 遺族（補償）等年金の受給権者たる妻が、①55歳以上又は②一定の障害の状態にある場合に、生計を同じくする他の受給資格者がいないときには、給付基礎日額の22日分の特別加算を行う（法第16条の3及び別表第1）。

例：18歳未満の子どもがいない55歳以上の寡婦は、**給付基礎日額の153日分ではなく、給付基礎日額の175日分が給付される。**

- この特別加算は、昭和55年の改正において遺族（補償）年金の給付水準を引き上げる際、遺族が1人の場合（給付基礎日額の153日分（42%））と遺族が2人の場合（給付基礎日額の193日分（53%））の中間にあることと等にかんがみ、給付基礎日額の175日分（48%）を基準とすることとしたものである。

【参考】特別加算創設当時（昭和45年）の考え方

既に述べたように、遺族一人の場合の年金額は、従来同様給付基礎年額の30パーセントに据え置くものとしているが、その遺族が高齢・廃疾の妻の場合には5～10パーセントを加算するものとしている。すなわち、50歳以上55歳未満の妻の場合には給付基礎年額の35パーセントとし、55歳以上または一定の廃疾の妻の場合には40パーセントとしている。

これは、若年の妻は単身の場合には身軽なため就労が可能であって年金以外にも相当程度の所得が期待されるのに対し、高齢・廃疾の妻は、就労の機会が困難の度を高めるので、その妻という特別の身分に着目し、その生活の安定に資するためにとくにこのような加算を行うこととしたもので、諸外国においても同様の制度を認めている例がかなりみうけられる…（略）…。

なお、この加算は、遺族が一人の場合（その妻と生計を同じくする遺族がない場合）にのみ認められるもので、たとえば、18歳未満の子（受給資格者）を養育している妻については、その妻が50歳以上または廃疾であってもこのような加算は行わない。ただし、この加算は単身の若年の妻については就労等によって年金以外にも相当程度の所得をうることが期待されるのに対し、高齢・廃疾の妻はかりに単身であっても年金以外の所得をうることは、困難な実情を考慮して設けられたものである。ところが、子等を扶養しなければならない妻については若年であれ、高齢・廃疾であれ、就労が困難であることはさほど相違なく、この改正ではこの点をも考慮して遺族が二人の場合の年金額をとくに手厚くしているわけであり、このような事情で、かかる場合には加算を行わないものとしているのである。（稲葉哲「労災保険の変遷と展望」昭和62年3月 p256～257）

注）昭和55年法改正による給付引上げに伴い、現在の年齢区分に変更。

＜特別加算のイメージ＞

遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合

給付基礎日額の**153**日分

55歳以上
又は
一定の障害状態

給付基礎日額の**22**日分

給付基礎日額の**153**日分

：特別加算部分

：通常の遺族補償年金額

給付基礎日額の**175**日分

【論点④】労働基準法との関係について

経緯（昭和40年改正時の趣旨）

- 昭和40年改正（昭和40年法律第130号）により、遺族補償給付（労災保険法）と遺族補償（労働基準法）の関係規定は下記のとおり改正されている。これは、労災保険法の保険給付が大幅に年金化され、かつ、事業主の責に帰すべき事由による支給制限が廃止されるため、労災保険による保険給付の価額の限度で使用者が免責されるとする従来の規定は存続し難いので、これを整備して、およそ労災保険法等の法令に基づいて労働基準法の災害補償に相当する給付が行なわれるべき場合には、同一の事由について、使用者は労働基準法の災害補償の責を免れることとしたものである。

昭和40年改正前の労働基準法	昭和40年改正後の労働基準法
(他の法律との関係) 第84条 補償を受けるべき者が、同一の事由について、労働者災害補償保険法によつてこの法律の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、その価額の限度において、使用者は、補償の責を免れ、又は命令で指定する法令に基いてこの法律の災害補償に相当する給付を受けるべき場合においては、使用者は、補償の責を免れる。	(他の法律との関係) 第84条 この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は命令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる。

(参考) 現行の労働基準法の規定(平成11年法律第160号にて「命令で指定する法令」を「厚生労働省令で指定する法令」に改めた。)

第84条 この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は厚生労働省令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる。

2 (略)

労災保険法と労働基準法の災害補償責任の関係性

- なお、本法の災害補償と労災保険法の給付との関連については、当初は両者が同一内容であったため問題がなかったが、昭和35年の労災保険法の改正により同法の保険給付に年金制度を主体とする長期給付制度が導入され、本法の災害補償と異なる内容となったので、同年から本条の適用について、労災保険法に同法の長期給付と本法のこれに相当する災害補償とは名実ともに等しいものとみなす規定が置かれた。

さらに、昭和40年の労災保険法の改正により同法に大幅に年金制度が導入されることとなった結果、本条第一項が改正され、直接的に、労災保険法等により本法の災害補償に相当する給付が行われるべき場合に、使用者の災害補償責任を免除することとしたものである

(厚生労働省労働基準局編「令和3年版 労働基準法 下-労働法コンメンタール3-」 p955)

【論点④】 労働基準法との関係について

労災保険法と労働基準法の災害補償責任の関係性

- 労働基準法第84条第1項の考え方は以下のとおり。

労災保険法による各保険給付は、この法律のそれぞれの災害補償に相当するものであるとされている。すなわち、労災保険法の療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料及び傷病補償年金は、この法律の療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭料及び打切補償にそれぞれ相当するものである。労災保険法の保険給付は、その一部が労働基準法の災害補償と内容が異なっているが、それぞれ、当該災害補償に相当するものとみなされているので、労災保険に加入している事業の労働者については、労災保険法に基づき保険給付が行われるべきものである場合、すなわち、労災保険法の休業補償給付が支給されない休業最初の3日間（待期間）を除き、使用者は、この法律による補償責任を免除されることになる（昭和41年1月31日付基発第73号）。

（厚生労働省労働基準局編「令和3年版 労働基準法 下-労働法コンメンタール3-」 p.955-956）

- したがって、昭和45年改正前の労災保険法による遺族補償一時金の額が本法の遺族補償の額を下回る場合でも、使用者にはその差額を補償すべき義務はない（最高裁第一小法廷判決 昭48年（オ）第927号 戸塚管工事事件 昭49・3・28）。（厚生労働省労働基準局編「令和3年版 労働基準法 下-労働法コンメンタール3-」 p.956）

【参考】 戸塚管工事事件（最高裁第一小法廷昭和49年3月28日）

遺族補償一時金を受ける遺族が、労働基準法の災害補償との差額の支払いを事業主に求めた事件であり、以下のとおり判示されている。

労災保険制度は、労働基準法による災害補償制度から直接に派生したものではなく、両者は、労働者の業務上の災害に対する使用者の補償責任の法理を共通の基盤とし、並行して機能する独立の制度であることに照らせば、労働者の遺族が、労働基準法79条に定める災害補償と同一の事由について労働者災害補償保険法12条1項4号、16条所定の遺族補償一時金の支給を受けるべき場合においては、昭和45年法律第88号による改正前の同法に定める遺族補償一時金のように、たとえその支給額が労働基準法79条所定の補償額に達しないときであっても、使用者は、同法84条一項により、79条に基づく災害補償義務の全部を免れると解するのが相当である。

【論点④】労働基準法との関係について

➤ 遺族（補償）等給付（労災保険法）と遺族補償（労働基準法）の相違点

	遺族（補償）等給付（労災保険法）	遺族補償（労基法）
受給権者の順位	<p>【遺族（補償）等年金】 被災労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた以下の遺族のうち、最も優先順位の高い者が受け取ることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 妻又は60歳以上若しくは一定障害の夫 18歳以下※¹又は一定障害の子 60歳以上又は一定障害の父母 18歳以下※¹又は一定障害の孫 60歳以上又は一定障害の祖父母 18歳以下※¹若しくは60歳以上又は一定障害の兄弟姉妹 55歳以上60歳未満の夫・父母・祖父母・兄弟姉妹※² <p>※¹ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ※² 受給権が発生するが60歳に達するまで支給停止。 (労災保険法第16条の2)</p> <p>【遺族（補償）等一時金】 遺族（補償）等年金の受給資格を有する遺族が存在しない場合に、以下の遺族のうち、最も優先順位の高い者が受け取ることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 配偶者（事実婚含む。） 労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母 ②に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹 (労災保険法第16条の7) 	<ol style="list-style-type: none"> 配偶者(事実婚を含む。) 子、父母（養父母、実父母）、孫及び祖父母で、労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡当時これと生計を一にしていた者 子、父母、孫及び祖父母で②に該当しない者及び兄弟姉妹（兄弟姉妹については労働者の死亡 当時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡当時その者と生計を一にしていた者を優先。遺言等による指定があればその者を優先。） (労基則42条、43条)
給付額	<p>【遺族（補償）等年金】（労災保険法別表第一）</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺族 1 人：給付基礎日額の153日分（ただし、その遺族が55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分） 遺族 2 人：給付基礎日額の201日分 遺族 3 人：給付基礎日額の223日分 遺族 4 人：給付基礎日額の245日分 <p>【遺族（補償）等一時金】（労災保険法別表第二） 給付基礎日額の1000日分</p>	<p>平均賃金の1000日分 (労基法第79条)</p>

【参考】遺族（補償）等給付と遺族補償で受給権者の順位が異なる場合について（具体例のイメージ）

- 被災労働者が「妻」で、遺族である「夫」が55歳未満であるとき、「妻」と子供（未成年）又は親（60歳以上）とが生計維持関係にあった場合、子供（未成年）又は親（60歳以上）が遺族（補償）等給付を受け取り、「夫」は災害補償を受けることはできない。
- 被災労働者が「夫」で、遺族である「妻」との間に生計維持関係がなく（例：妻が海外に単身赴任しており、夫婦間で家計が別個となっているなど）、「夫」と子供（未成年）又は親（60歳以上）とが生計維持関係にあった場合、子供（未成年）又は親（60歳以上）が遺族（補償）等給付を受け取り、「妻」は災害補償を受けることはできない。

データ等参考資料

ひと、暮らし、みらいのために

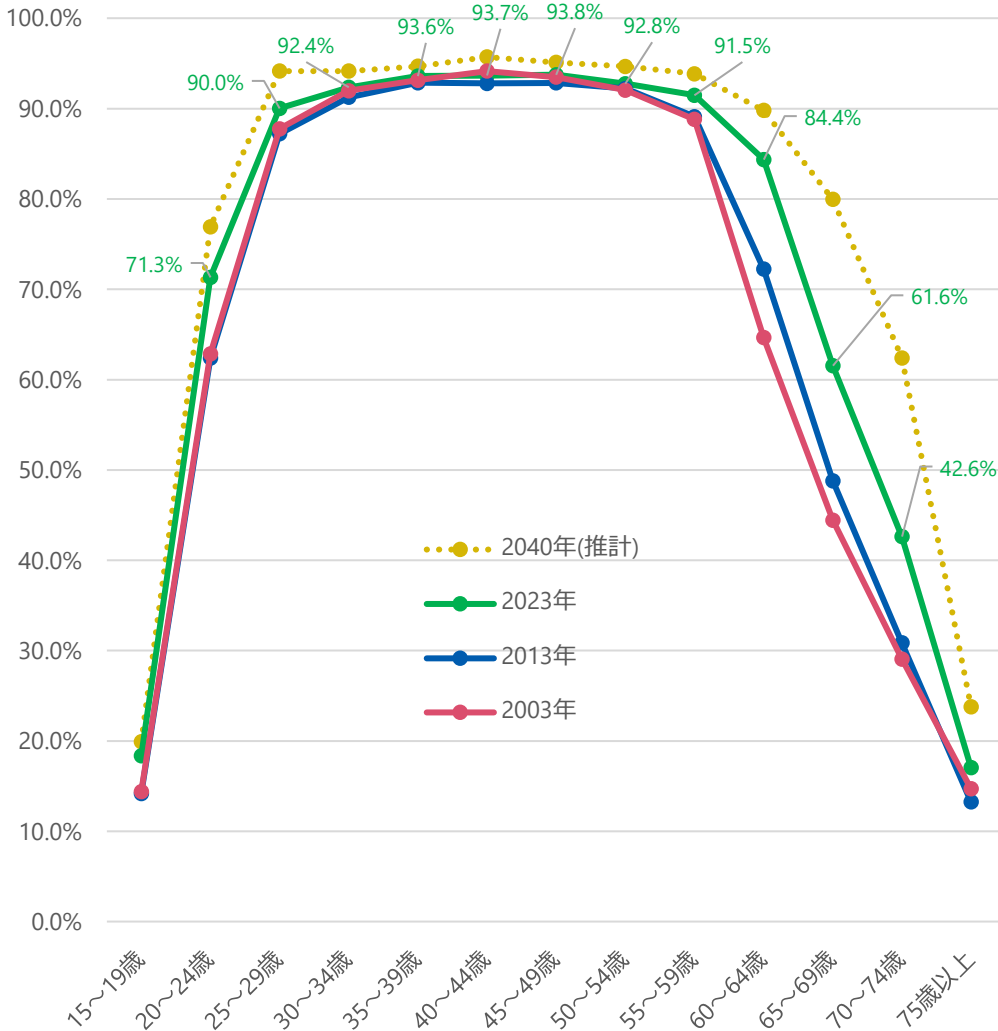


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

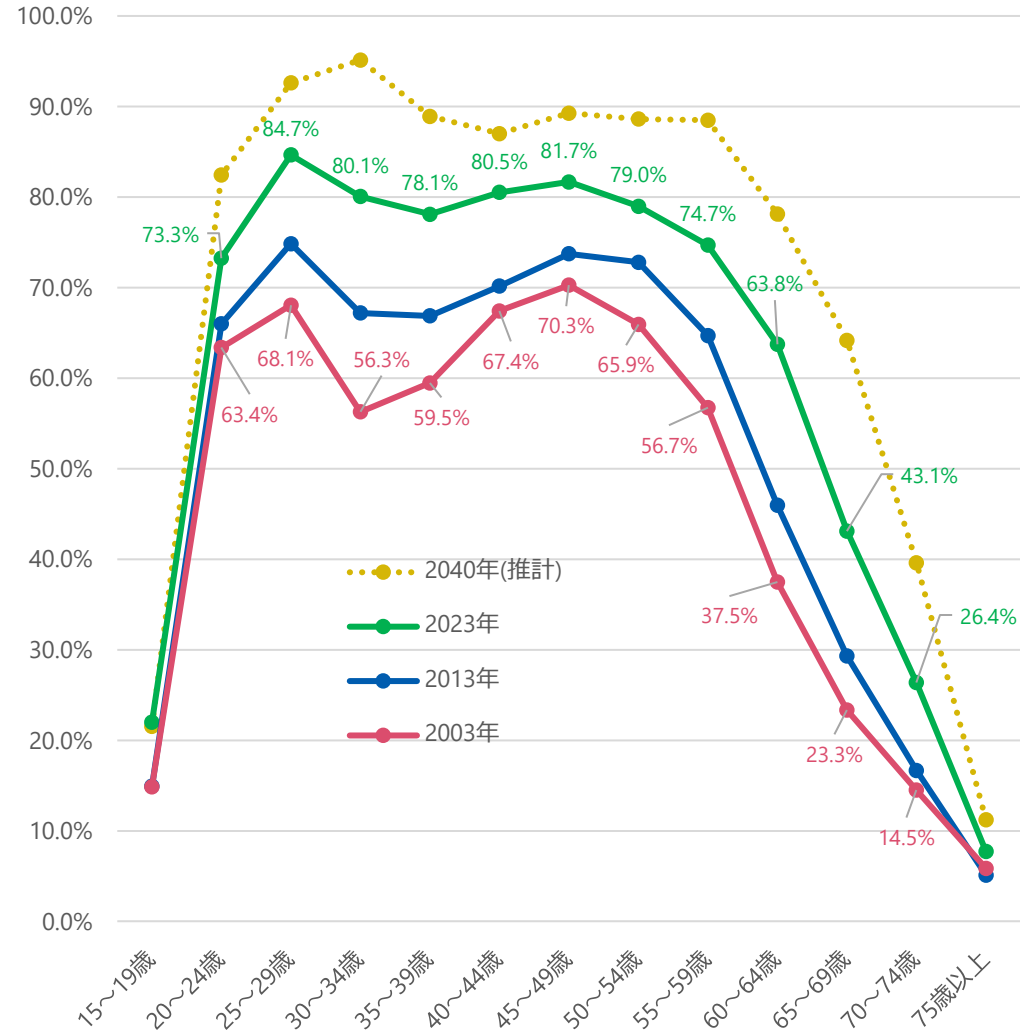
就業率の推移

○ 男女別の就業率（=就業者/15歳以上人口）をみると、60歳未満の男性に大きな変化はみられないが、女性はいずれの年齢階級でも上昇しており、男女差は縮小している。

就業率の推移(男性)



就業率の推移(女性)

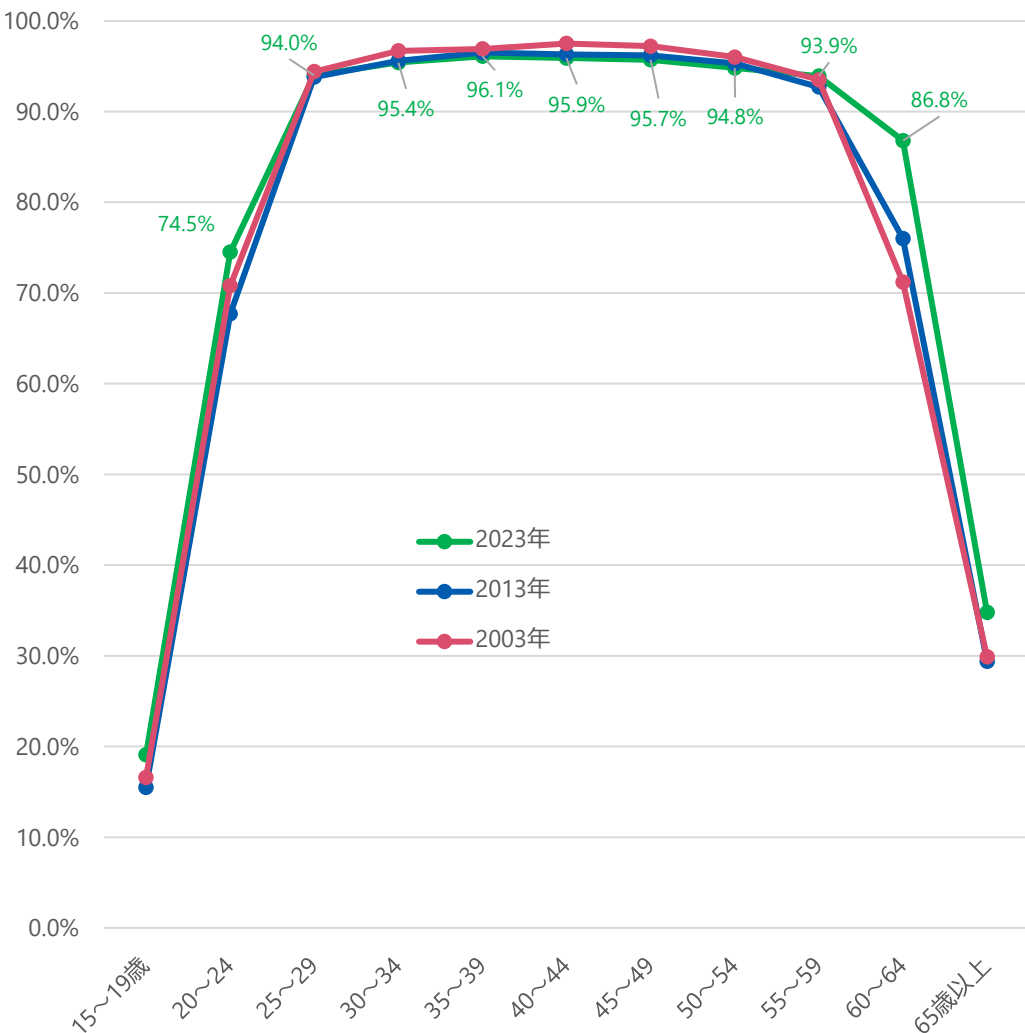


(出典) 総務省「労働力調査」 ※2040年(推計)の値は労働政策研究機構研修機構「2024年3月労働力需給の推計(労働参加進展シナリオ)」

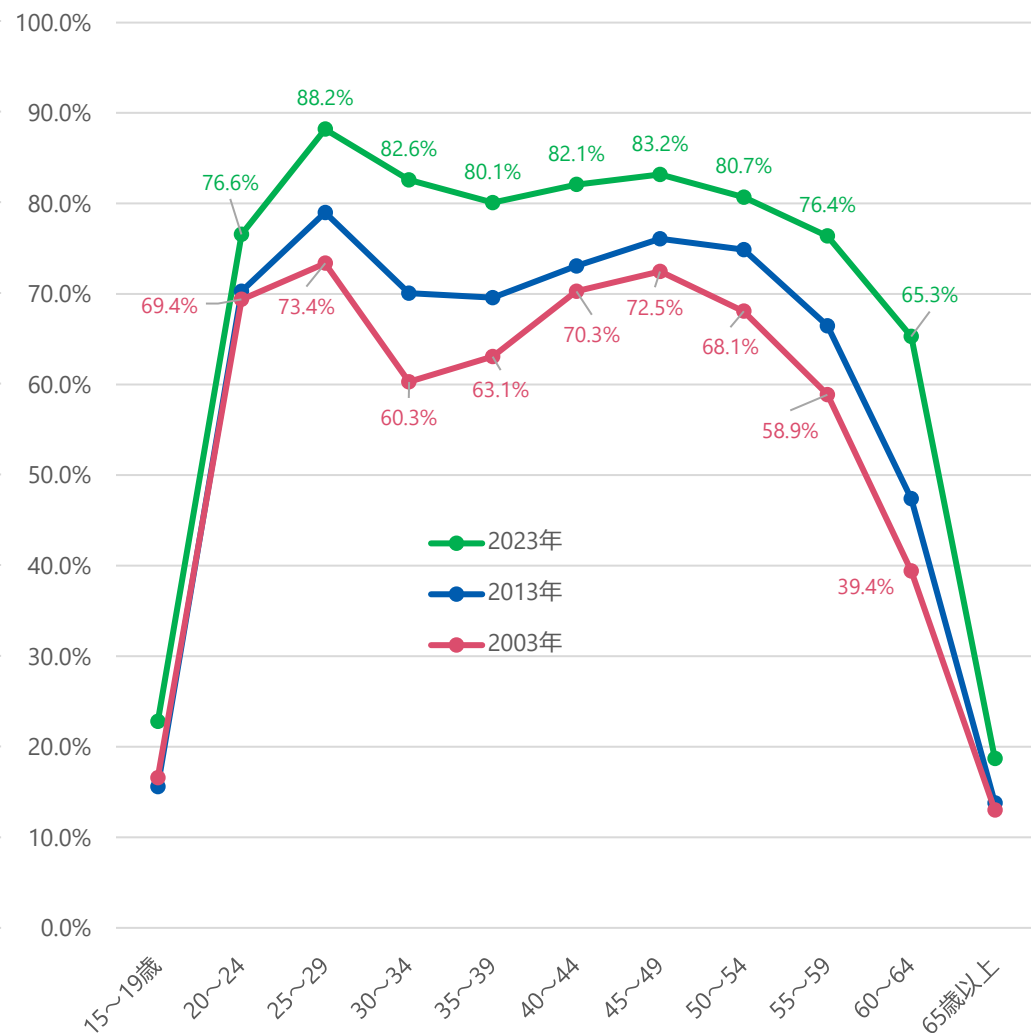
労働力率の推移

○ 男女別の労働力率（=労働力人口/15歳以上人口）をみると、60歳未満の男性に大きな変化はみられないが、女性はいずれの年齢階級でも上昇しており、男女差は縮小している。

男性の年齢階級別労働力率



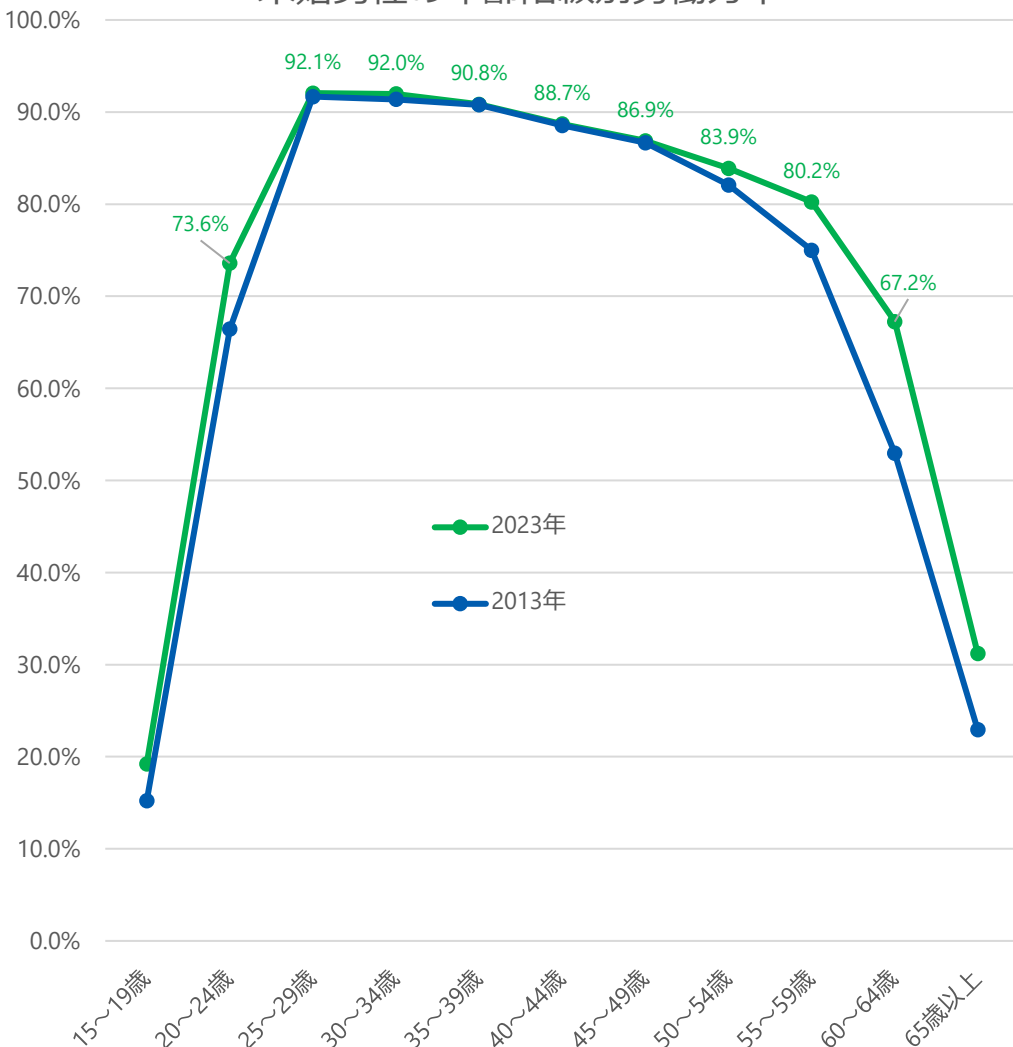
女性の年齢階級別労働力率



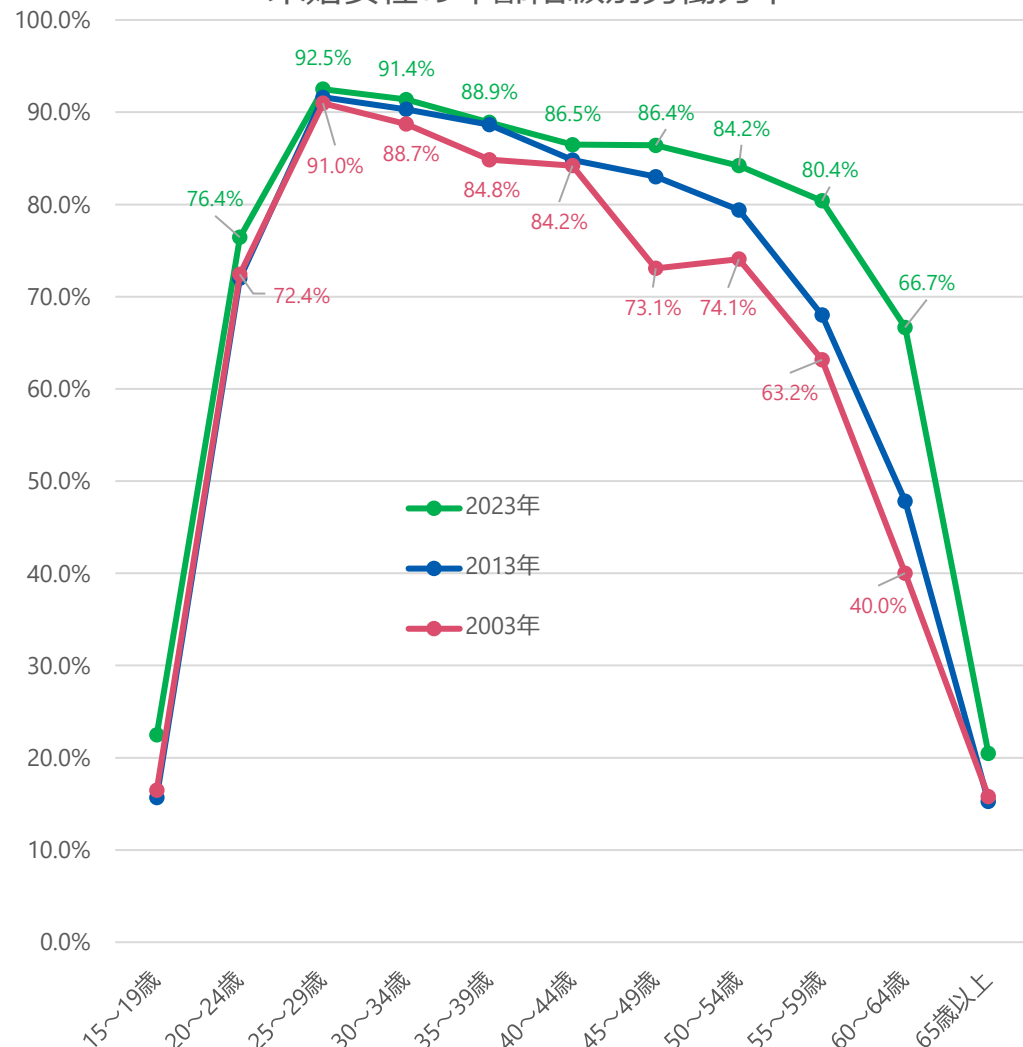
労働力率（未婚者）の推移

○ 未婚者の労働力率を男女別にみると、男性に大きな変化はみられないが、女性は上昇しており、男女差はほぼ解消され、30歳未満の若年層等、女性が男性を上回る年齢階級もある。

未婚男性の年齢階級別労働力率



未婚女性の年齢階級別労働力率



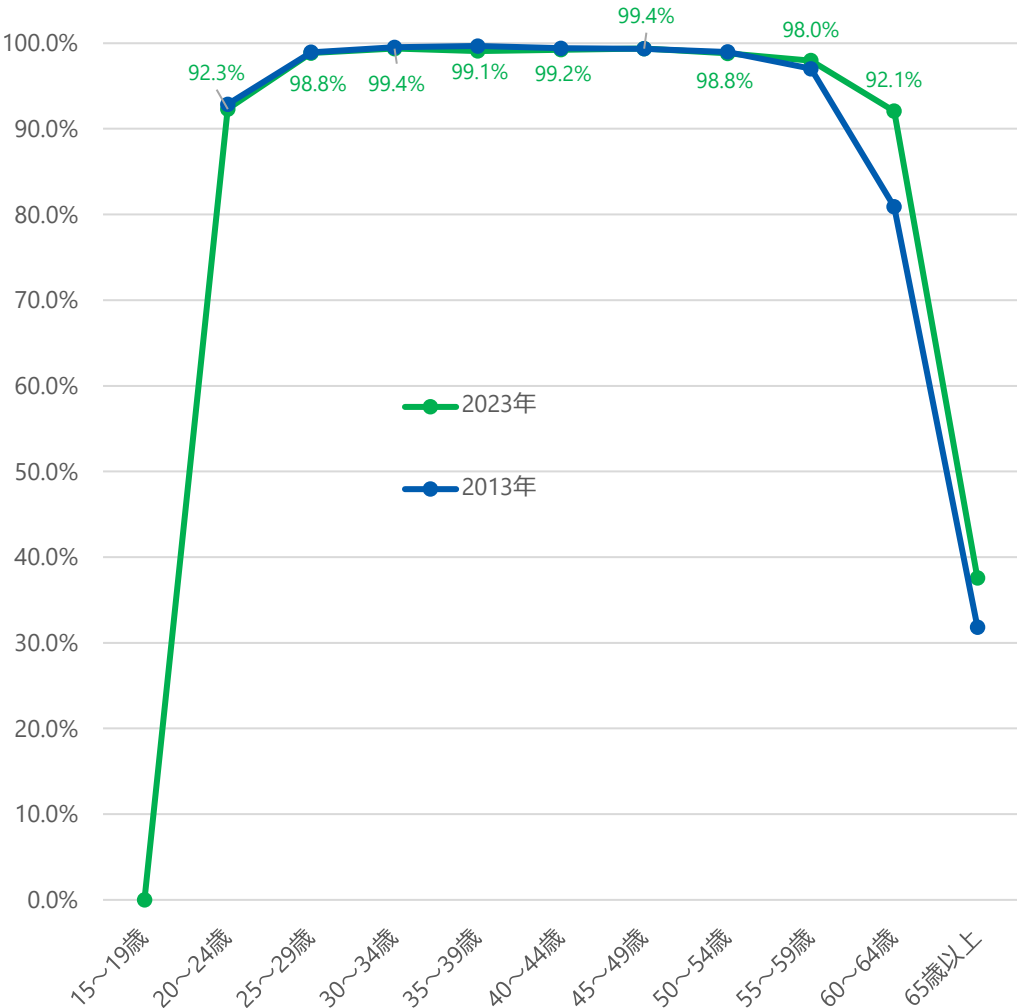
※ 2003年における男性の配偶関係別労働力人口及び15歳以上人口は公表されていない。

（出典）総務省「労働力調査」

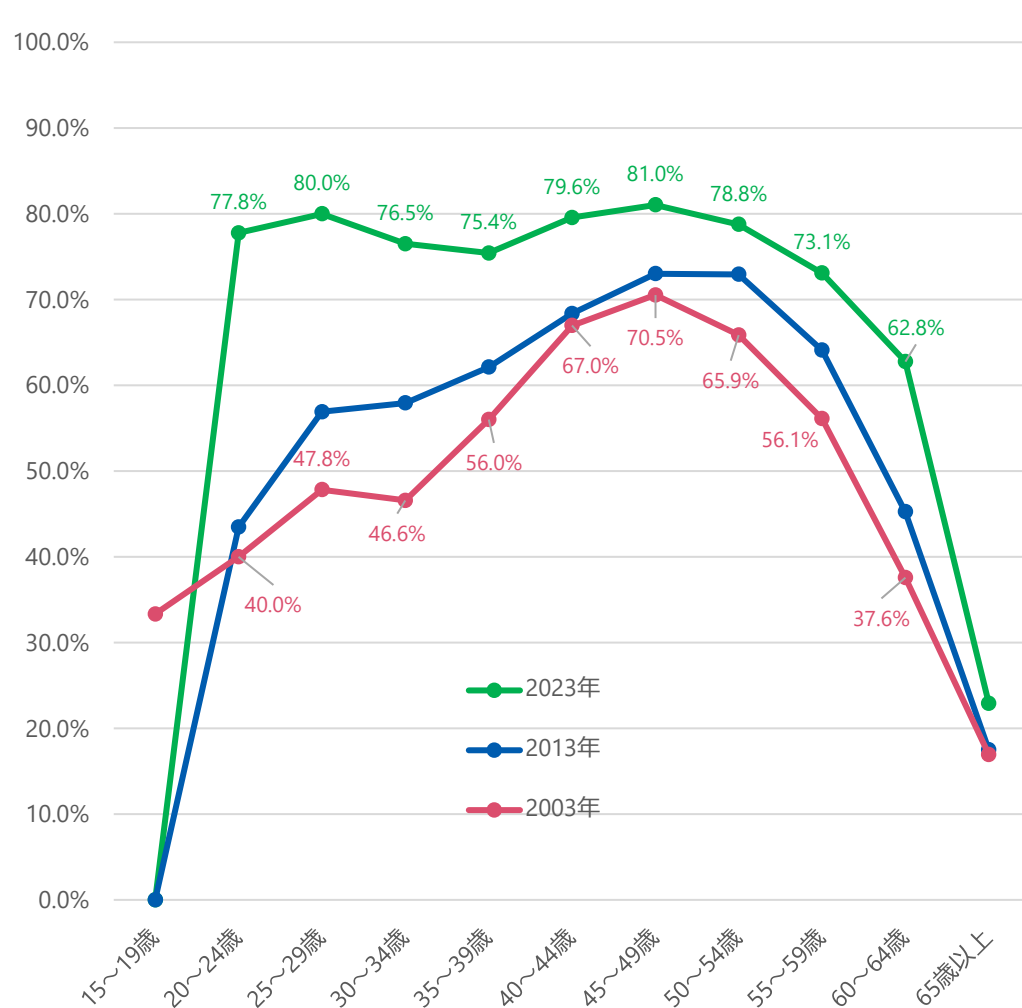
労働力率（有配偶者）の推移

○ 有配偶者の労働力率を男女別にみると、男性に大きな変化はみられないが、女性は特に20歳代、30歳代で大きく上昇し、男女差は縮小している。

配偶者を持つ男性の年齢階級別労働力率



配偶者を持つ女性の年齢階級別労働力率



※ 2013年15～19歳男性の労働力率はその分母である15歳以上人口が0万人であるため、図示しない。

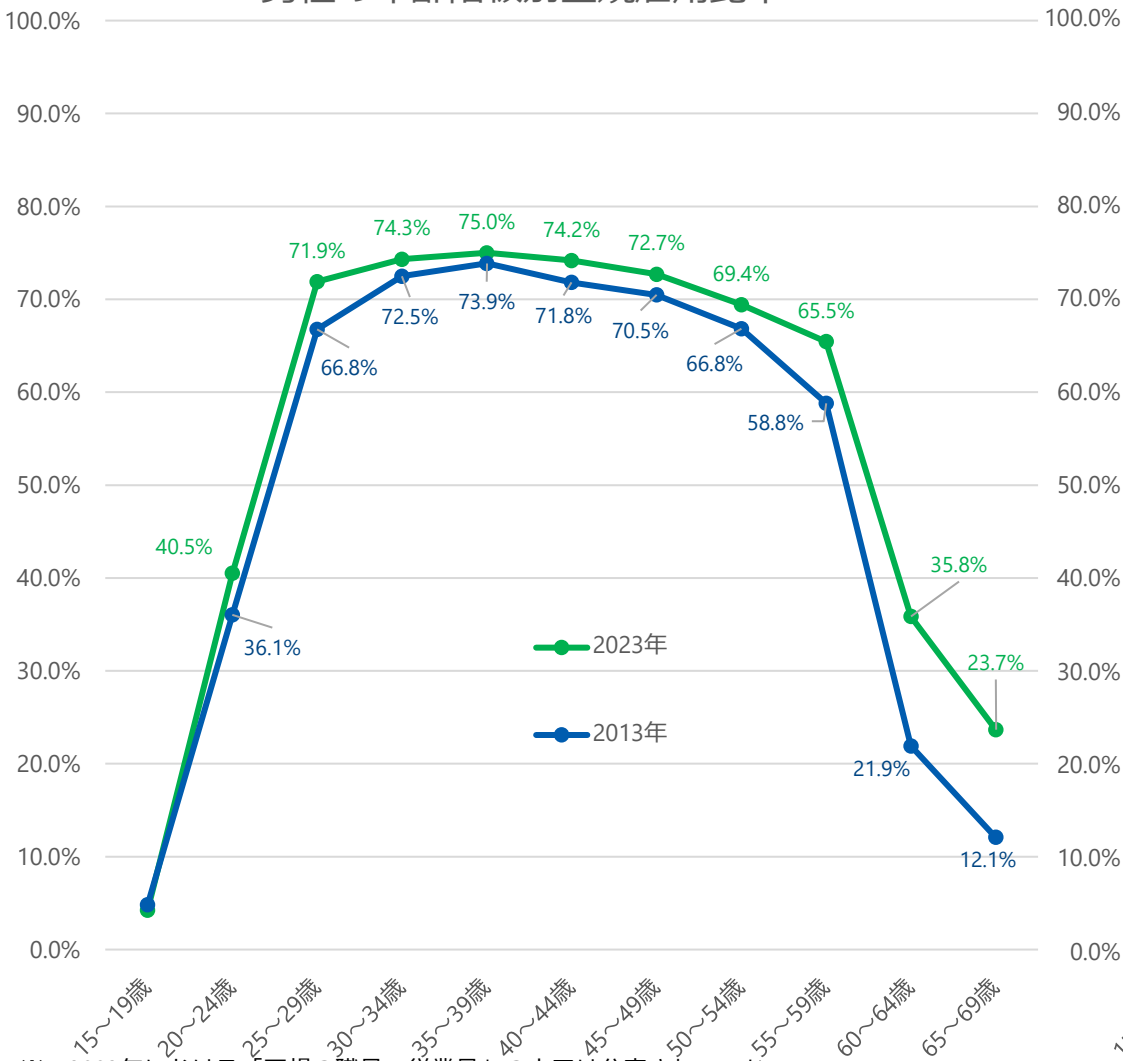
※ 2003年における男性の配偶関係別労働力人口及び15歳以上人口は公表されていない。

（出典）総務省「労働力調査」

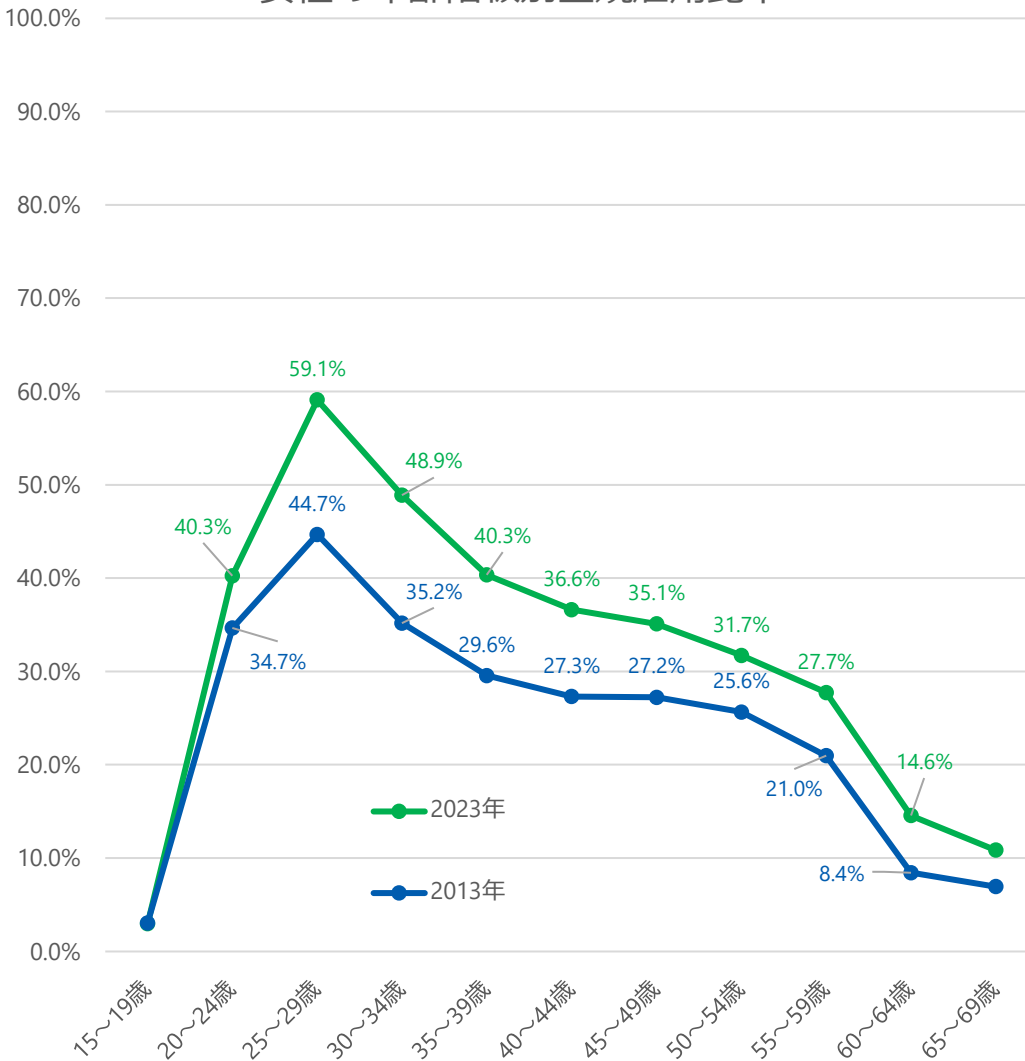
正規雇用比率の推移

○ 正規雇用比率(=正規の職員・従業員/15歳以上人口)を男女別にみると、男女とも上昇しているが、概ね女性の上昇幅が大きい。

男性の年齢階級別正規雇用比率



女性の年齢階級別正規雇用比率



※ 2003年における「正規の職員・従業員」の人口は公表されていない。

(出典) 総務省「労働力調査」

一般労働者の男女別賃金格差

○ 一般労働者※の男女別賃金格差をみると、20歳から64歳の年齢階級で格差の縮小がみられ、特に30～59歳で改善度が高い。

2003年の男女の賃金格差 (単位は千円)				2023年の男女の賃金格差 (単位は千円)				男女の賃金格差の改善度 (%pt)			
年齢	①男性賃金	②女性賃金	②/①	年齢	①男性賃金	②女性賃金	②/①	年齢	①2003年	②2023年	②-①
20～24	201.6	186.0	92.26%	20～24	229.3	219.6	95.77%	20～24	92.26%	95.77%	+3.51%
25～29	240.7	212.2	88.16%	25～29	267.8	245.8	91.78%	25～29	88.16%	91.78%	+3.63%
30～34	291.0	234.1	80.45%	30～34	302.1	259.6	85.93%	30～34	80.45%	85.93%	+5.49%
35～39	344.0	248.8	72.33%	35～39	337.9	270.1	79.93%	35～39	72.33%	79.93%	+7.61%
40～44	386.9	248.1	64.13%	40～44	371.8	276.8	74.45%	40～44	64.13%	74.45%	+10.32%
45～49	411.9	241.7	58.68%	45～49	396.9	281.7	70.98%	45～49	58.68%	70.98%	+12.30%
50～54	411.9	237.9	57.76%	50～54	417.7	285.9	68.45%	50～54	57.76%	68.45%	+10.69%
55～59	397.4	233.4	58.73%	55～59	427.4	281.7	65.91%	55～59	58.73%	65.91%	+7.18%
60～64	294.6	203.3	69.01%	60～64	334.2	246.6	73.79%	60～64	69.01%	73.79%	+4.78%
65～69	273.8	207.2	75.68%	65～69	293.3	217.1	74.02%	65～69	75.68%	74.02%	-1.66%

賃金格差の改善

※ 一般労働者（臨時労働者と短時間労働者を除く労働者）の所定内給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当）。

※ 平成15年における65～69歳の所定内給与額は65歳以上のものの値を用いている。

（出典）厚生労働省「平成15年賃金構造基本統計調査」「令和5年賃金構造基本統計調査」

一般労働者の男女別月間労働時間格差

○ 一般労働者※の男女別労働時間格差をみると、どの年齢階級においても男女差は90%の範囲に収まっている。

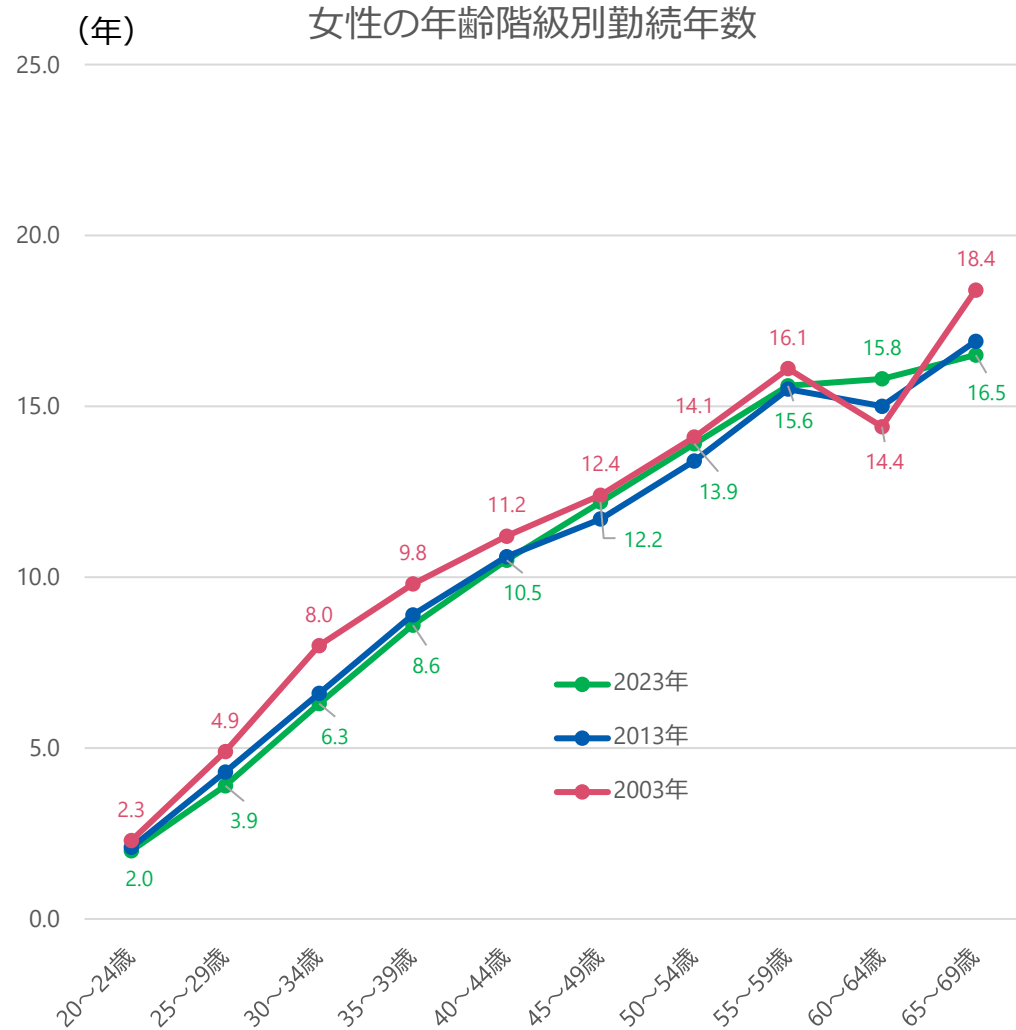
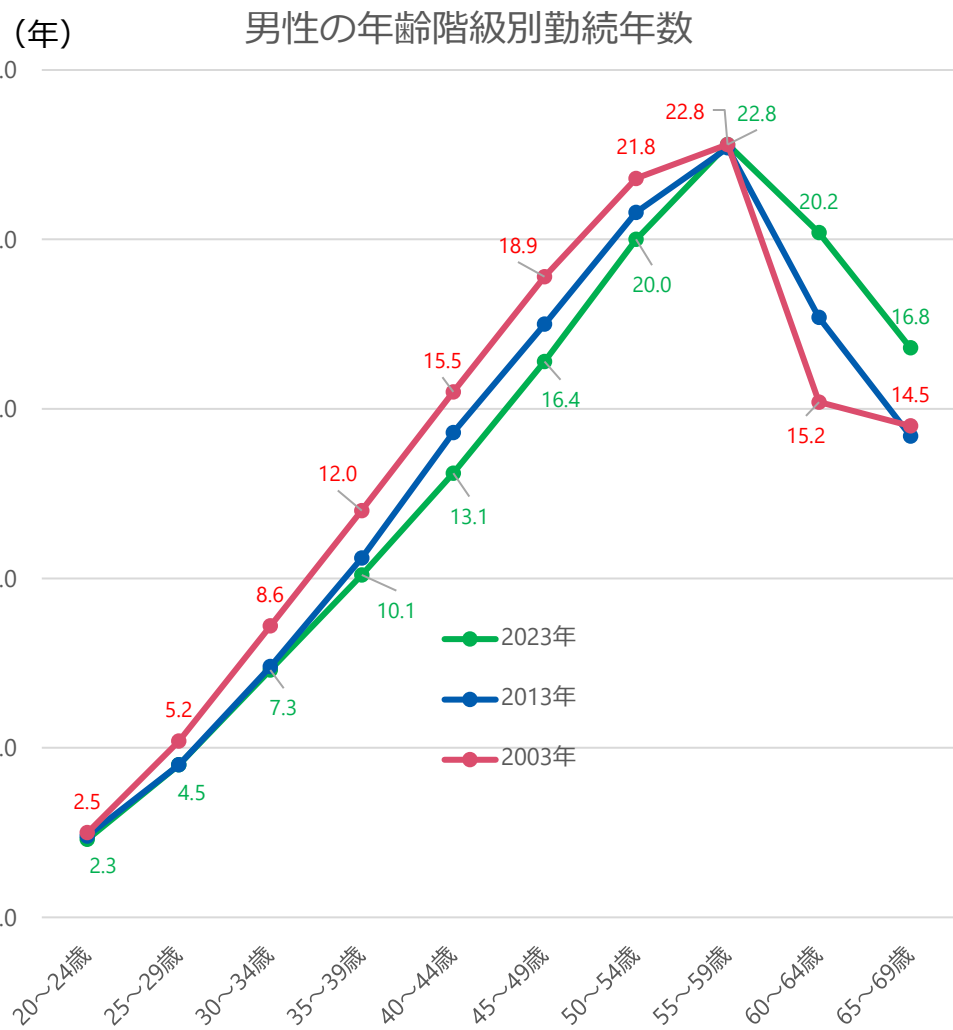
2003年の男女の労働時間格差 (単位は時間)				2023年の男女の労働時間格差 (単位は時間)				男女の労働時間格差の改善度 (%pt)			
年齢	①男性労働時間	②女性労働時間	②/①	年齢	①男性労働時間	②女性労働時間	②/①	年齢	①2003年	②2023年	②-①
20~24	187	176	94.12%	20~24	183	175	95.63%	20~24	94.12%	95.63%	+1.51%
25~29	189	174	92.06%	25~29	185	174	94.05%	25~29	92.06%	94.05%	+1.99%
30~34	187	171	91.44%	30~34	184	171	92.93%	30~34	91.44%	92.93%	+1.49%
35~39	184	171	92.93%	35~39	183	168	91.80%	35~39	92.93%	91.80%	-1.13%
40~44	181	171	94.48%	40~44	183	169	92.35%	40~44	94.48%	92.35%	-2.13%
45~49	179	171	95.53%	45~49	182	170	93.41%	45~49	95.53%	93.41%	-2.12%
50~54	178	171	96.07%	50~54	180	169	93.89%	50~54	96.07%	93.89%	-2.18%
55~59	178	171	96.07%	55~59	179	169	94.41%	55~59	96.07%	94.41%	-1.65%
60~64	177	171	96.61%	60~64	176	167	94.89%	60~64	96.61%	94.89%	-1.72%
65~69	172	170	98.84%	65~69	173	165	95.38%	65~69	98.84%	95.38%	-3.46%

労働時間格差は90%の範囲内

※ 一般労働者（臨時労働者と短時間労働者を除く労働者）の所定内実労働時間数と超過実労働時間数を足し上げたもの。
 （出典）厚生労働省「平成15年賃金構造基本統計調査」「令和5年賃金構造基本統計調査」

一般労働者の男女別勤続年数

○ 一般労働者※の男女別勤続年数をみると、男女とも概ね減少しており、男性の方が減少幅が大きい傾向にある。



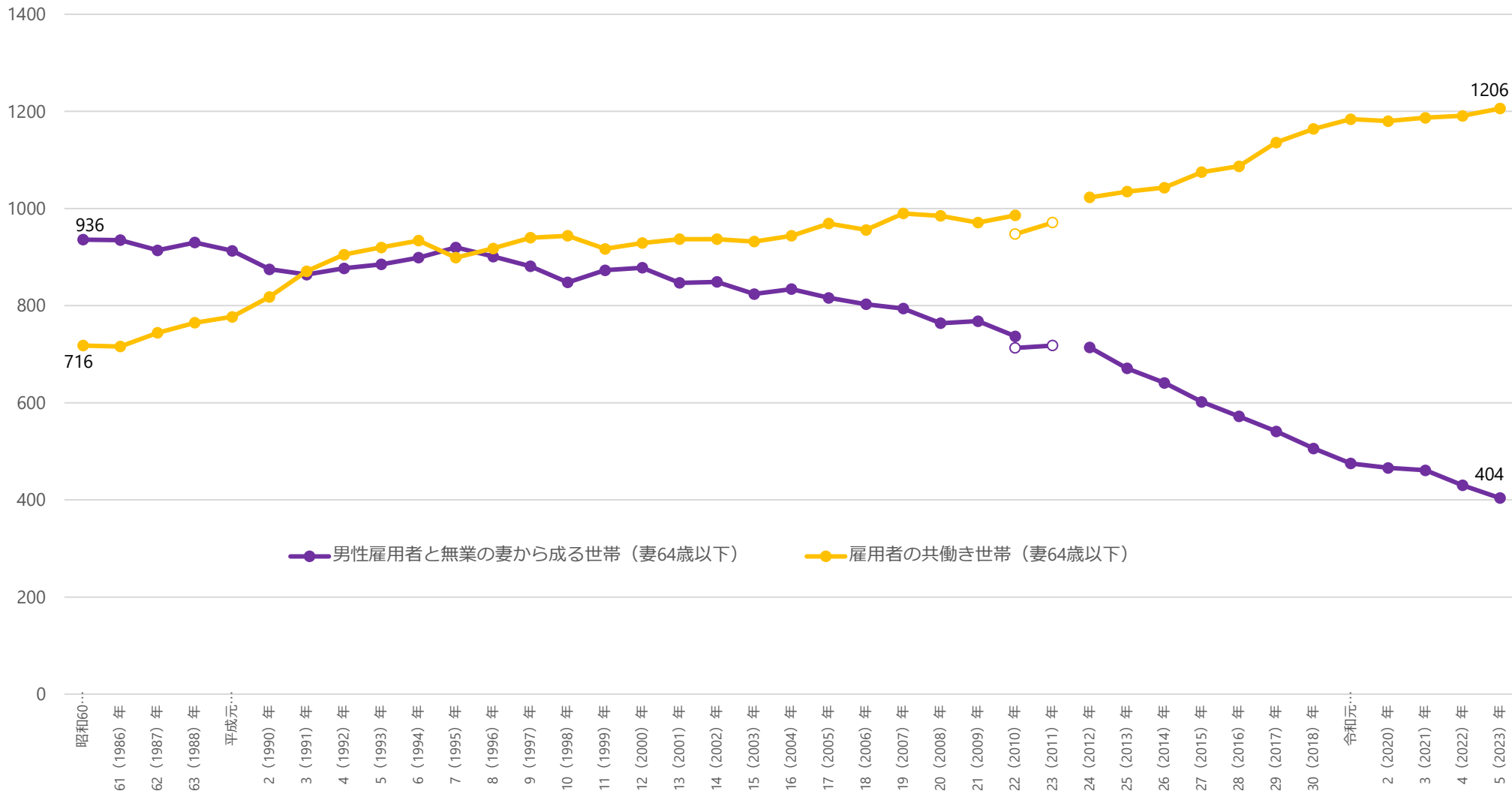
※ 一般労働者（臨時労働者と短時間労働者を除く労働者）の勤続年数。

（出典）厚生労働省「平成15年賃金構造基本統計調査」「平成25年賃金構造基本統計調査」「令和5年賃金構造基本統計調査」

世帯構成の推移（妻が64歳以下の世帯）

○ 妻が64歳以下の世帯構成について、1980年代は「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」の方が「雇用者の共働き世帯」に比べて多かったが、1990年代を境に逆転し、2023年では3倍程度の差となっている。

(万世帯)

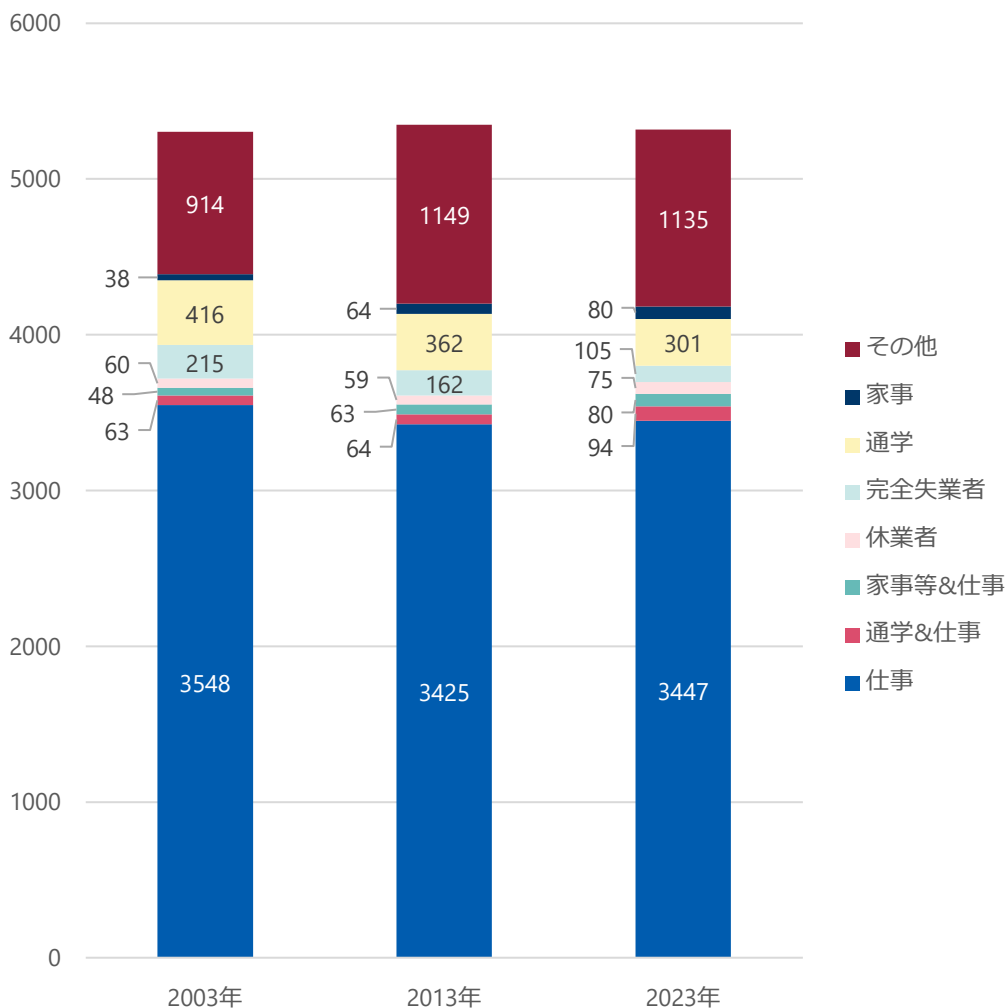


(出典) 男女共同参画白書 令和6年版 ※平成22年及び平成2年（白抜き表示）は、岩手県、宮城県、福島県を除く全国の結果

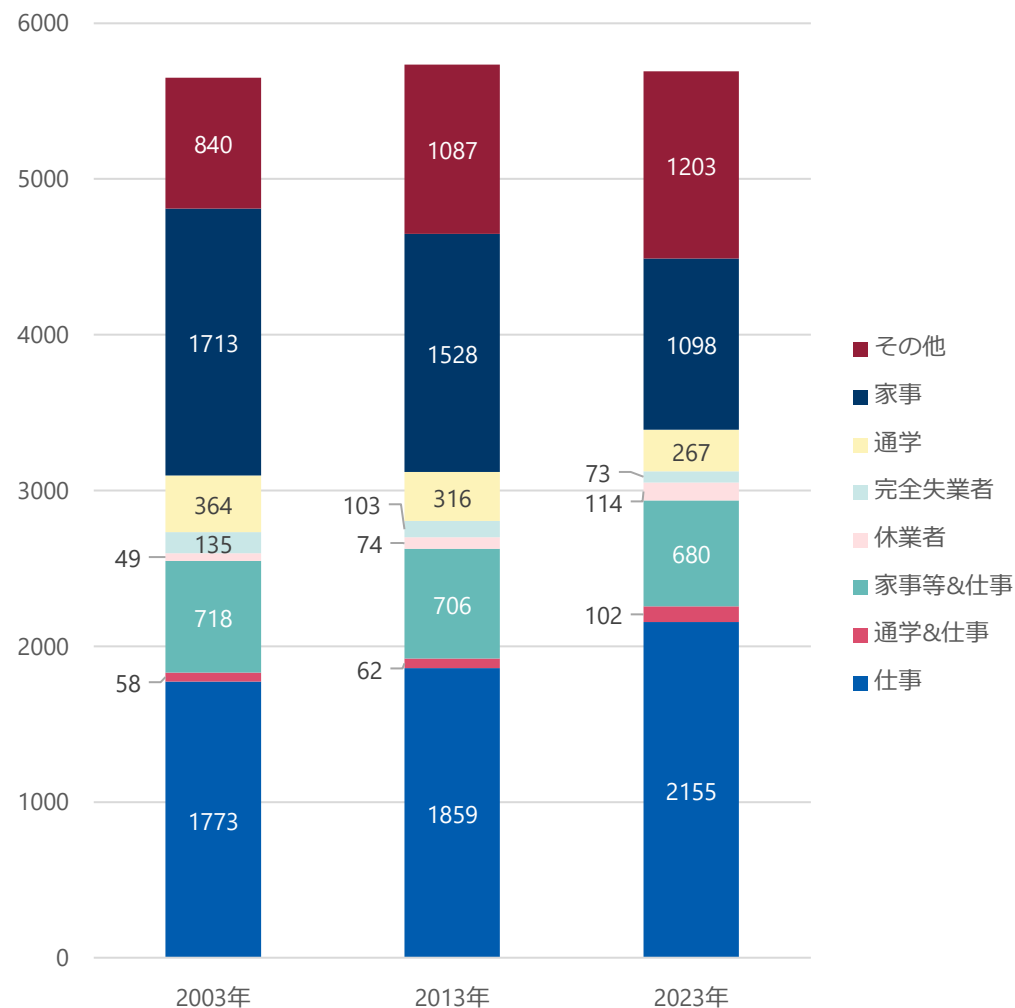
1 5歳以上男女別就業状態別人口分布

○ 15歳以上就業状態別人口分布を男女別にみると、男性については大きな変化はみられないが、女性については20年前と比べて家事に従事している人が約600万人減少し、仕事に従事する人が約400万人増加している。

15歳以上男性の就業状態別人口分布（万人）



15歳以上女性の就業状態別人口分布（万人）



遺族（補償）等年金の支給状況① 受給権者数

2024年8月時点集計

○ 遺族（補償）等年金の受給権者を属性別にみると、「妻」が全受給権者の約88%となっている。また、年齢別にみると、70歳以上の受給権者が約75%となっている。

受給権者の属性別、年齢階級別の受給権者数

	受給権者数 (年齢別内訳)											
	年齢計	割合	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
夫	1,299	1.2%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
妻	92,857	87.7%	0	0	0	0	14	82	173	483	956	1,945
子	1,903	1.8%	5	74	265	273	18	16	15	24	44	85
父母	8,056	7.6%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
孫	590	0.6%	13	61	163	172	16	19	23	29	27	28
祖父母	400	0.4%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兄弟姉妹	828	0.8%	2	7	17	28	2	1	9	8	11	28
合計	105,933		20	142	445	473	50	118	220	544	1,038	2,088
割合		100%	0.0%	0.1%	0.4%	0.4%	0.0%	0.1%	0.2%	0.5%	1.0%	2.0%

	年齢階級別の受給権者数										
	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上
夫	0	1	43	110	255	280	270	217	98	20	4
妻	3,083	3,907	4,915	7,036	12,793	14,685	16,420	14,908	8,373	2,647	437
子	157	189	201	216	183	82	34	20	2	0	0
父母	3	2	206	590	1,299	1,505	1,789	1,473	801	285	102
孫	21	10	6	1	1	0	0	0	0	0	0
祖父母	0	0	1	6	17	38	76	79	110	63	10
兄弟姉妹	24	30	57	104	176	112	95	72	28	16	1
合計	3,288	4,139	5,429	8,063	14,724	16,702	18,684	16,769	9,412	3,031	554
割合	3.1%	3.9%	5.1%	7.6%	13.9%	15.8%	17.6%	15.8%	8.9%	2.9%	0.5%

(注) 2022年度末時点の年金受給権者数。

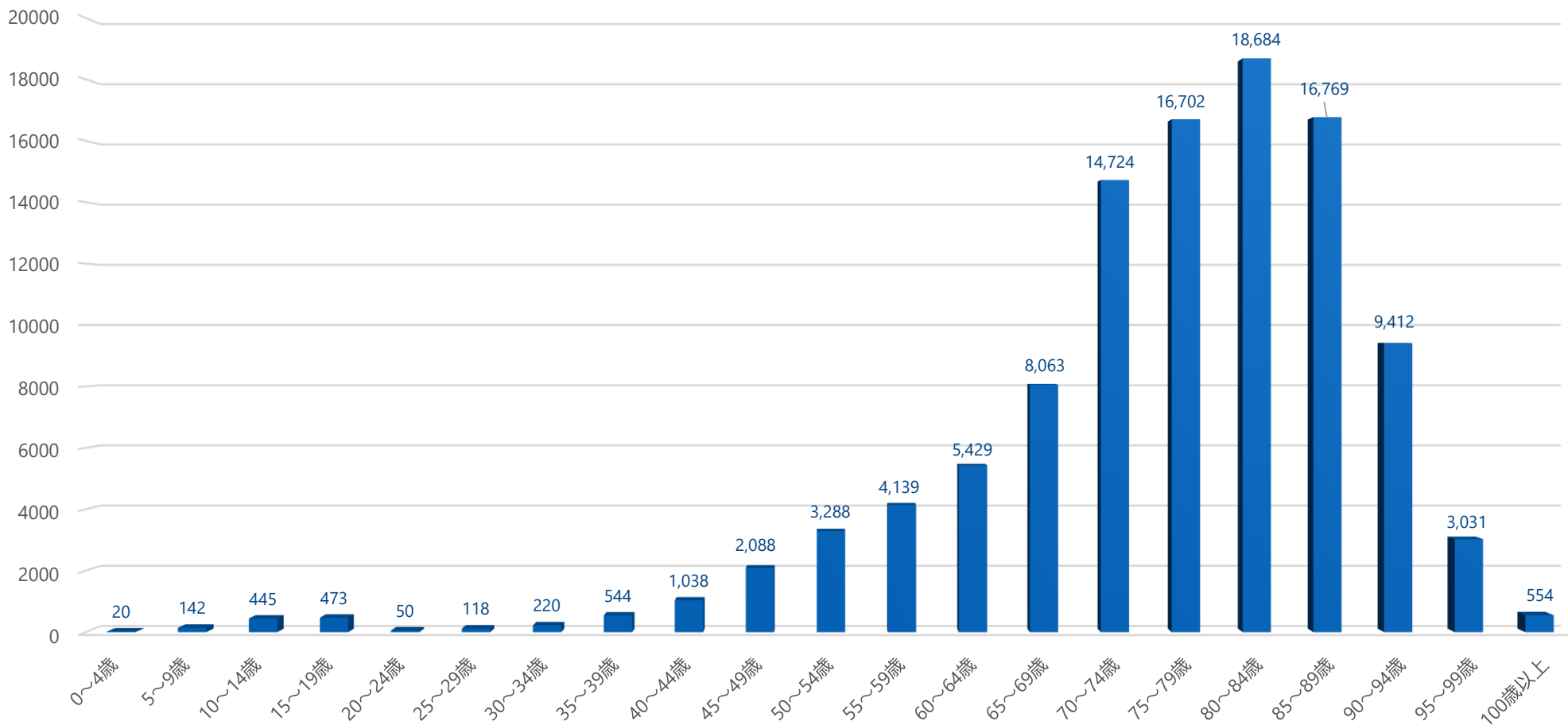
(注) 1人の被災者に対して受給権者が複数人いる場合、複数人全てを計上している。

例：親死亡により受給権を得た子11歳、子7歳は、それぞれ「10～14歳」、「5～9歳」に1名ずつ計上。

○ 遺族（補償）等年金の受給権者数を年齢別にみると、20歳以上で年齢階級が上がるたびに上昇し、80~84歳で受給権者数のピークを迎える。

(人)

受給権者の年齢階級別の受給権者数



(注) 2022年度末時点の年金受給権者数。

(注) 1人の被災者に対して受給権者が複数人いる場合、複数人全てを計上している。

例：親死亡により受給権を得た子11歳、子7歳は、それぞれ「10~14歳」、「5~9歳」に1名ずつ計上。

○ 遺族（補償）等年金の平均年金額は約190万円となっている。また、夫が受給権者の場合がもっとも平均年金額が少なく、全体と比べて約80万円少ない。

受給権者の属性別、受給資格者別の受給権者数

(注) 2022年度末時点の年金記録より特別集計

	受給権者数 (受給資格者数別の内訳)					
	計	割合	1人	2人	3人	4人以上
夫	1,299	1.2%	1,245	39	13	2
妻	92,857	87.7%	84,996	5,581	1,765	515
子	1,903	1.8%	1,432	320	122	29
父母	8,056	7.6%	4,616	3,303	136	1
孫	590	0.6%	353	186	43	8
祖父母	400	0.4%	220	141	37	2
兄弟姉妹	828	0.8%	721	94	13	0
合計	105,933		93,583	9,664	2,129	557
割合		100%	88.3%	9.1%	2.0%	0.5%

受給権者の属性別、受給資格者別の平均年金額

	平均年金額 (受給資格者数別の内訳)				
	計	1人	2人	3人	4人以上
夫	110万円	109万円	123万円	146万円	※ 103万円
妻	193万円	191万円	207万円	232万円	245万円
子	171万円	167万円	189万円	204万円	151万円
父母	166万円	150万円	200万円	215万円	※ 389万円
孫	164万円	156万円	179万円	219万円	※ 353万円
祖父母	144万円	126万円	165万円	191万円	※ 162万円
兄弟姉妹	155万円	152万円	182万円	193万円	-
合計	190万円	188万円	203万円	229万円	242万円

※ 平均年金額を算出した人数が10名未満

(注) 2022年度末の年金受給権者（属性が不明な者を除く）に、2023年度中に支払われた遺族（補償）等年金額を調べたものであり、以下の条件で集計している。

1. 年金額には特別支給金を含む。
2. 2023年度中の年金の支払いが6回あった者に限定。
3. 特別支給金を除く遺族（補償）等年金額が最低限度額×153日～最高限度額×245日に収まる者に限定。
4. 被災者1人に対して受給権者が複数人いる場合には、複数の受給権者の年金を合算して、被災者1人に対して受給権者が1人になると仮定した年金額。

(参考) 遺族(補償)等年金の受給権者の属性ごとの被災者の性別の内訳

2024年12月時点集計

受給権者(2023年度)の属性ごとの、被災者の性別の内訳については以下のとおり。

	受給権者数	(被災者の性別内訳)		
		男性	女性	不詳
夫	1,299	0	1,263	36
妻	92,857	92,225	0	632
子	1,711	1,404	258	49
父母	6619	5,858	591	170
孫	467	363	87	17
祖父母	349	306	39	4
兄弟姉妹	794	695	60	39
合計	104,096	100,851	2,298	947

夫、妻の被災者性別不詳は、女性男性と推測される

(注1) 給付システム上で被災者の性別が給付情報に紐付いていない場合等は「不詳」と表記している。

(注2) 1人の被災者に対して複数人の受給権者がいる場合、代表者のみを集計対象としているため、受給権者の数は前頁と一致しない。

例：親死亡により受給権を得た子11歳7歳は、子11歳を代表者として1人カウント(子7歳をカウントしない)。

○ 2023年度に遺族（補償）等年金が支給決定された2,202件について、うち男性が被災した場合の支給決定件数は2,127件であり、多くが男性被災者となっている。

被災者の男女別 遺族（補償）等年金、遺族（補償）等一時金の支給決定件数

年度	男性			女性				男女計		
	年金	一時金	計	年金	うち若年停止	一時金	計	年金	一時金	計
2013年度	2,761	423	3,184	90	1	57	147	2,851	480	3,331
2014年度	2,775	477	3,252	78	3	49	127	2,853	526	3,379
2015年度	2,614	411	3,025	65	0	51	116	2,679	462	3,141
2016年度	2,517	424	2,941	70	1	55	125	2,587	479	3,066
2017年度	2,328	472	2,800	71	1	47	118	2,399	519	2,918
2018年度	2,389	467	2,856	58	2	47	105	2,447	514	2,961
2019年度	2,189	410	2,599	61	2	49	110	2,250	459	2,709
2020年度	2,208	429	2,637	65	2	62	127	2,273	491	2,764
2021年度	2,217	463	2,680	71	0	40	111	2,288	503	2,791
2022年度	2,081	515	2,596	48	1	52	100	2,129	567	2,696
2023年度	2,127	542	2,669	75	0	60	135	2,202	602	2,804

注1) 受給権者が失権した場合の差額一時金及び毎月勤労統計の訂正に伴う追加給付は除いて集計。

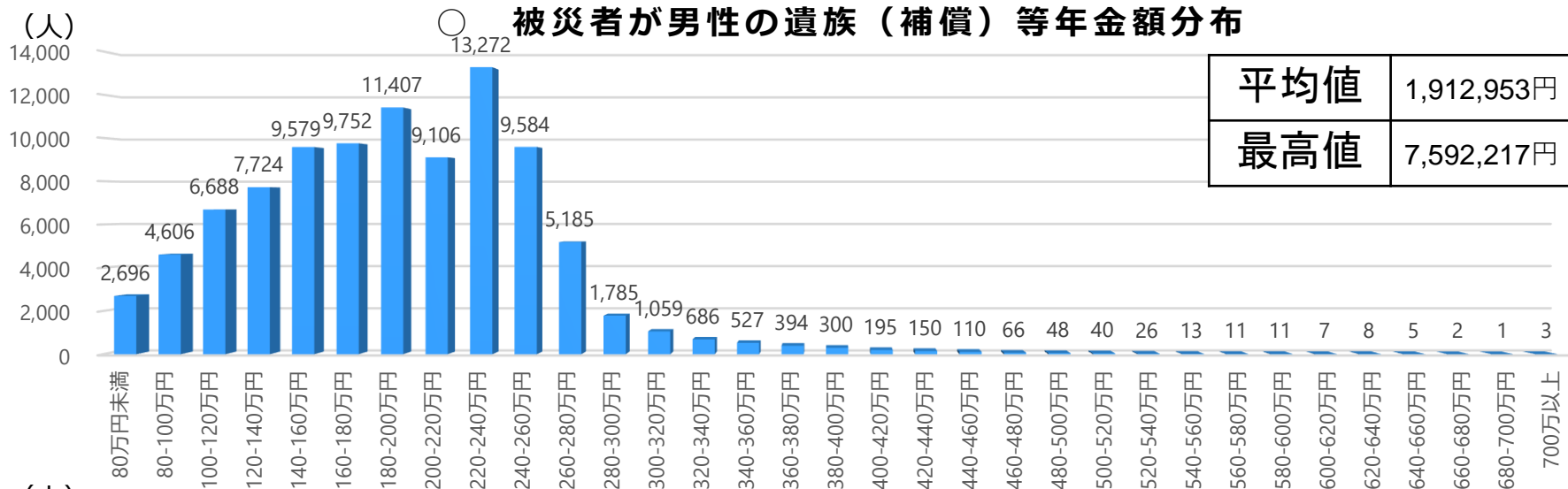
注2) 前払一時金は年金に含む。

注3) 「うち若年停止」欄には、妻が死亡した当時、55歳以上60歳未満であった夫が60歳に達したことにより、新規に受給することとなった件数を計上。

注4) 特別遺族年金、特別遺族一時金の支給決定も含めた件数。

注5) 2023年度の被災者が女性で遺族が一時金を受給している60件に係る受給者の内訳は、夫2、子41、父母11、兄弟姉妹6。

○ 被災者が男性の場合と女性の場合で、遺族（補償）等年金額の平均値に約70万円ほどの差がある。

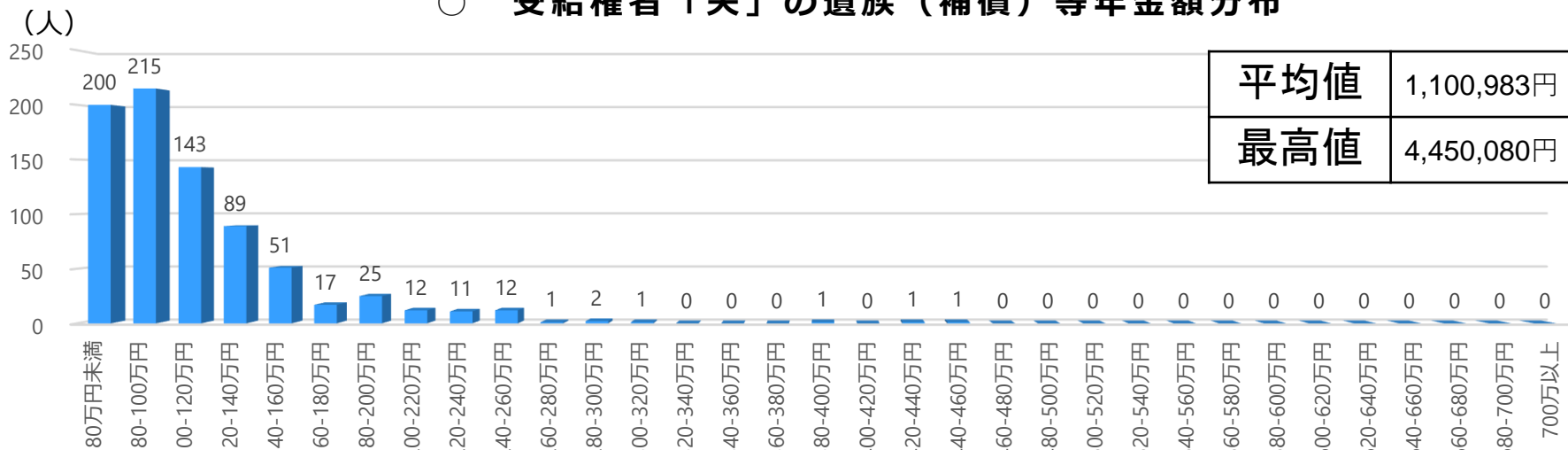


(注) 2022年度末の年金受給権者（属性が不明な者を除く）に、2023年度中に支払われた遺族（補償）等年金額を調べたものであり、以下の条件で集計している。

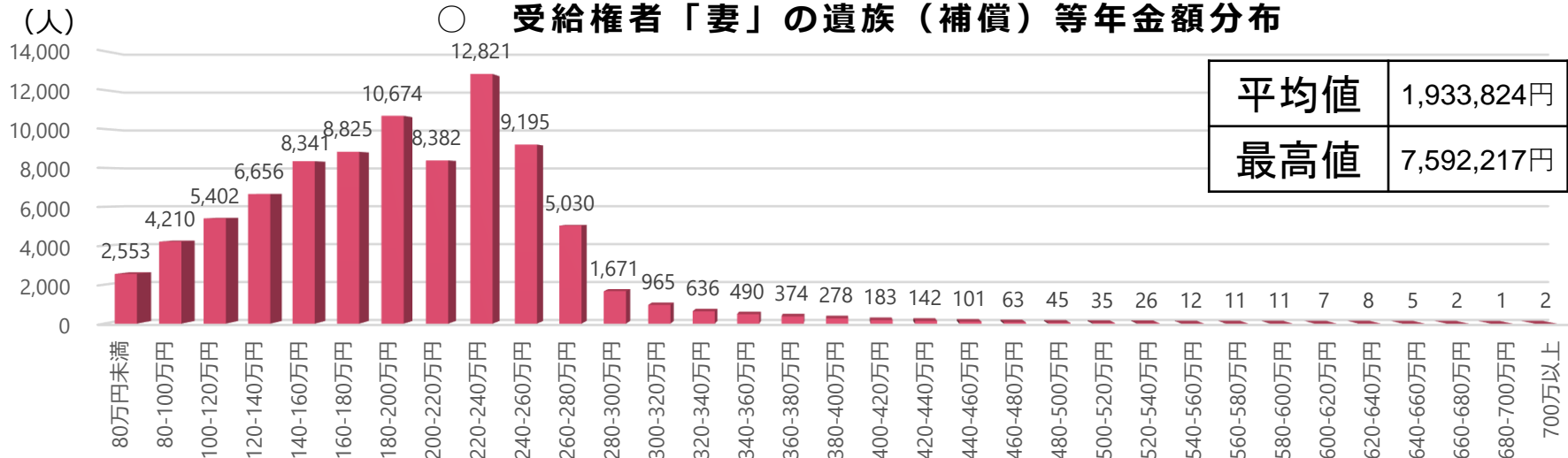
1. 年金額には特別支給金を含む。
2. 2023年度中の年金の支払いが6回あった者に限定。
3. 特別支給金を除く遺族（補償）等年金額が最低限度額×153日～最高限度額×245日に収まる者に限定。
4. 被災者1人に対して受給権者が複数人いる場合には、複数の受給権者の年金を合算して、被災者1人に対して受給権者が1人になると仮定した年金額。

○ 受給権者が「夫」の場合と「妻」の場合で、遺族（補償）等年金額の平均値に約80万円ほどの差がある。

○ 受給権者「夫」の遺族（補償）等年金額分布



○ 受給権者「妻」の遺族（補償）等年金額分布

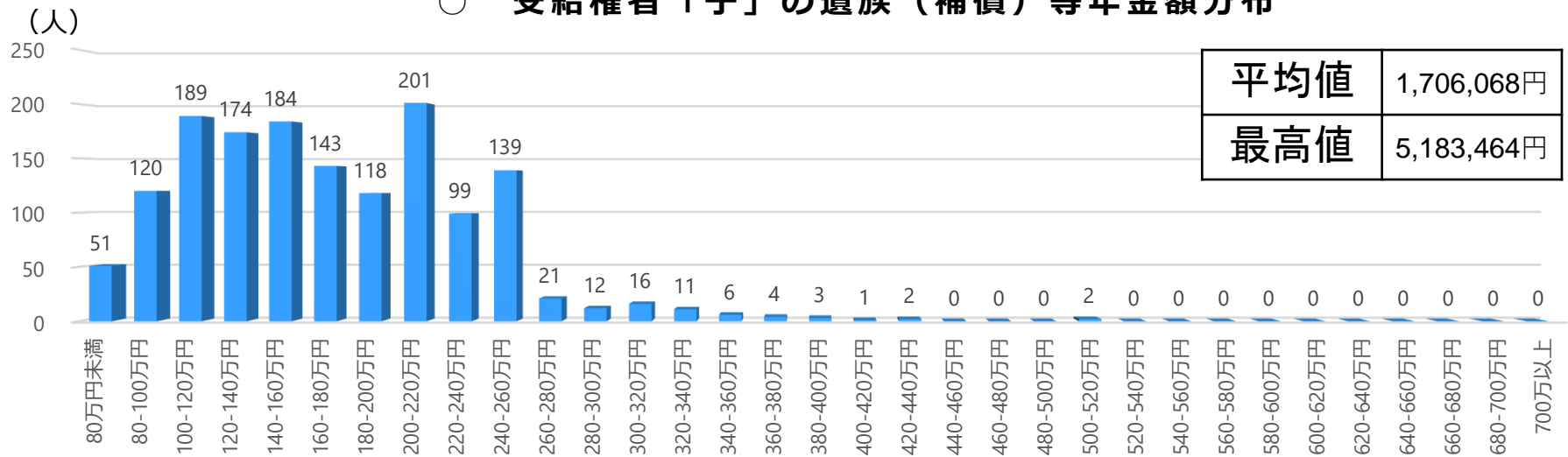


(注) 2022年度末の年金受給権者に、2023年度中に支払われた遺族（補償）等年金額を調べたものであり、以下の条件で集計している。

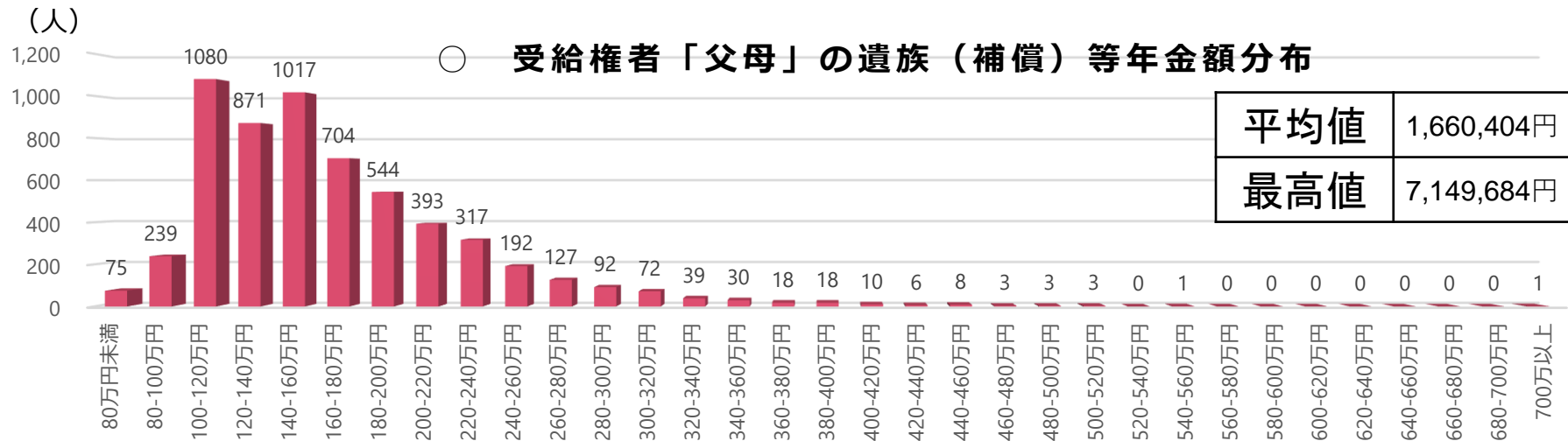
1. 年金額には特別支給金を含む。
2. 2023年度中の年金の支払いが6回あった者に限定。
3. 特別支給金を除く遺族（補償）等年金額が最低限度額×153日～最高限度額×245日に収まる者に限定。
4. 被災者1人に対して受給権者が複数人いる場合には、複数の受給権者の年金を合算して、被災者1人に対して受給権者が1人になると仮定した年金額。

○ 受給権者が「子」と「父母」の場合に平均年金額で見ると、全体の平均年金額190万円と比較し20万円程度低くなっている。

○ 受給権者「子」の遺族（補償）等年金額分布



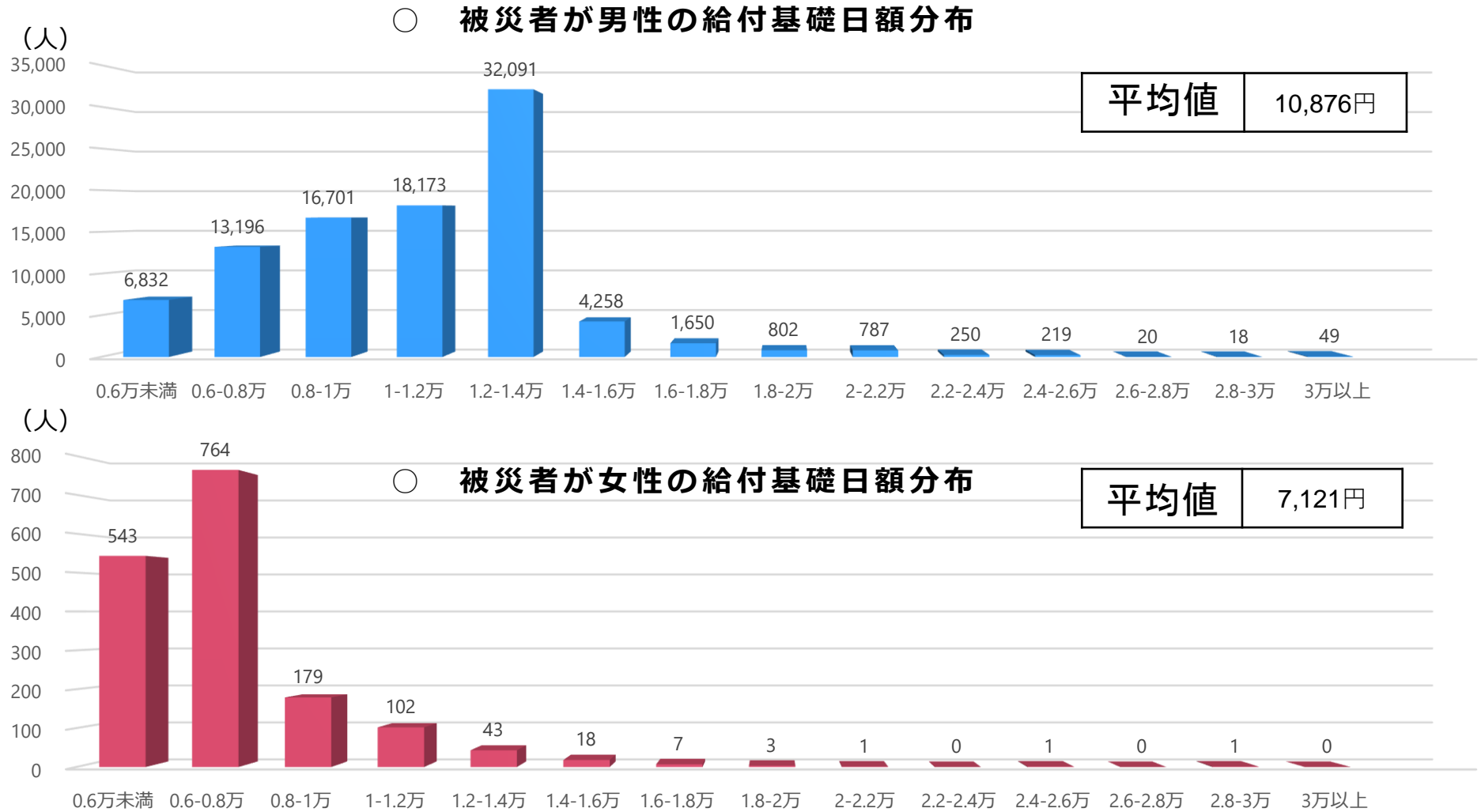
○ 受給権者「父母」の遺族（補償）等年金額分布



(注) 2022年度末の年金受給権者に、2023年度中に支払われた遺族（補償）等年金額を調べたものであり、以下の条件で集計している。

1. 年金額には特別支給金を含む。
2. 2023年度中の年金の支払いが6回あった者に限定。
3. 特別支給金を除く遺族（補償）等年金額が最低限度額×153日～最高限度額×245日に収まる者に限定。
4. 被災者1人に対して受給権者が複数人いる場合には、複数の受給権者の年金を合算して、被災者1人に対して受給権者が1人になると仮定した年金額。

○ 被災者が男性の場合と女性の場合で給付基礎日額の平均値が約4,000円ほど差がある。



(注) 2022年度末の年金受給権者（属性が不明な者を除く）に、2023年度中に支払われた遺族（補償）等年金額を調べたものであり、以下の条件で集計している。

1. 遺族（補償）等年金額の算定基礎である給付基礎日額を集計。
2. 2023年度中の年金の支払いが6回あった者に限定。
3. 特別支給金を除く遺族（補償）等年金額が最低限度額×153日～最高限度額×245日に収まる者に限定。
4. 被災者1人に対して受給権者が複数人いる場合には、複数の受給権者の年金を合算して、被災者1人に対して受給権者が1人になると仮定した年金額の算定基礎である給付基礎日額を集計。

遺族厚生年金制度の見直しのポイント

現行の制度

- 遺族厚生年金の制度に男女差:子のない男性には給付がされないケースも

見直しの方向性

- ✓ 男女差の解消:40歳※未満の子のない配偶者には原則5年の有期給付
- ✓ 配慮が必要な方には65歳まで給付を継続

※20年かけて60歳未満に引上げ

配慮措置の導入

- ✓ 現行の遺族厚生年金額よりも有期給付加算で年金額を増額
- ✓ 婚姻期間中の厚生年金加入記録を分割することにより遺族の老齢年金を充実
- ✓ 収入にかかわらず受給可能に
- ✓ 現在の受給者や高齢の方、18歳未満の子のある配偶者には現在の給付を継続